

愛荘町地域福祉活動計画

みんなで進める笑顔あふれる福祉のまちづくり



平成24年2月

愛荘町地域福祉活動計画策定委員会
社会福祉法人 愛荘町社会福祉協議会

地域福祉活動計画策定にあたって

愛荘町は平成 18 年に旧秦荘町と旧愛知川町が合併を行ってから 6 年が経過、のどかな農村地域と新興住宅やマンションが建設される都会型の地域と同居する、自然と便利さを兼ね備えた町に変わりました。反面、自然災害や原発事故、経済の長期低迷と少子高齢化の進行により今後ますます厳しい社会状況が予想されます。

親子の絆や住民同士のつながりがどんどん薄くなっていく現状から、お互いが支え助けあうことができるよう、平成 22 年に愛荘町地域福祉 5 ヶ年計画が策定されました。この計画により具体的に地域活動を推進する社会福祉協議会の活動計画策定が盛り込まれ、公の行政と民の社協が一体的に推進を図るよう位置づけられました。

このことから、平成 20 年に本会が実施した住民福祉意識調査をもとに、平成 22 年から民生委員児童委員さんとの「パートナーミーティング」や社協職員による「できること戦略会議」を踏まえ、住民さんのご協力をいただきながら地域福祉活動計画がここに完成しました。この計画では、くらしの課題を ともに考え ともに歩める場をつくることを目指し、「みんなで進める 笑顔あふれる福祉のまちづくり」を合言葉に進めてまいりたいと考えております。

住民の皆様をはじめ、町行政や社会福祉関係者の皆さまには本活動計画の主旨をご理解いただき、今後とも地域福祉活動の推進に格別のご理解とご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。結びになりましたが、本計画の策定にあたり、策定委員や作業部会の皆様には貴重なご意見・ご提言を賜りましたことに心から厚くお礼申し上げます。

平成 24 年 2 月



社会福祉法人愛荘町社会福祉協議会
会 長 廣 田 進

愛荘町の地域福祉活動のますますの発展に期待します

この計画を策定するための第1回の会議が開催されたのが平成23年3月4日。その一週間後に東日本で大震災が発生しました。平成22年に計画策定に向けた準備段階の会議として進めてこられた「できること戦略会議」や「パートナーミーティング」においても「災害」はテーマの一つでした。しかし、大震災以降、策定委員会では実に切実で重要なテーマとして語られることとなりました。

委員会の場に出ていた、「一人のひとも見逃しても、見逃されてもならない」そんなまちづくりを進めたい、進めなければならないという思い。「体の不自由な方、助けてと言えない方、今ある活動に参加できない方のことを考えなくては」という発言への深い共感はそのことを物語っていました。

おのずと今回策定の中心は、日頃の活動を通じて、地域の中で孤立することの不安や悲しみを、つながり合うこと、手を取り合うことの安心や喜びに変えたい。そのためにもどのような理念や目標をたて、「みんな」で何に取り組むのかを考えていきたいということになりました。今回計画の理念にある「笑顔」、目標に掲げた「ともに考え ともに歩める」は、まさしくこのことの表現でもあります。

同時に、本計画では、多くの方々の参加と協力を仰ぎ、福祉のまちづくりを進めるため、できるだけ具体的でわかりやすい内容でお示したいとも考えてきました。この点についてはぜひとも多くの町民の皆様にお手に取っていただき、ご意見を賜ればと願っております。

さらに、現在行われている地域での諸活動をよりどころにしながら、それを充実・発展させていくことに加え、より身近な地域での語らいの場、それを広げていくための活動、それをすすめる人の輪に、社会福祉協議会の職員が積極的に入り込み、ともに進んでいきたいという熱意も込められております。引き続き叱咤激励をお願いしたいと考えております。

このような策定段階での思いがこれからの5年間実現していくことを切に願ひ、愛荘町の今後に大いに期待をよせるところです。

平成24年2月



愛荘町地域福祉活動計画策定委員会
委員長 志藤修史

目 次

第 1 章 地域福祉活動計画の策定にあたって

(1) 地域福祉活動計画とは	1
(2) 地域福祉活動計画と社会福祉協議会	1
(3) 地域福祉計画（行政計画）との関係	2
(4) 愛荘町地域福祉活動計画の期間と進行管理について	3
(5) 愛荘町の概要	3
(6) 愛荘町の現状	4
(7) 地域福祉活動における課題（「住民福祉意識調査」 や「活動計画策定委員会」等からの抜粋）	11

第 2 章 愛荘町地域福祉活動計画

(1) 理念および目標	12
(2) 基本方針・基本計画・実施計画（重点）	13
(3) 計画の体系図	24
(4) この計画で使用している語句説明	25

資料編

1 愛荘町住民福祉意識調査について・ 福祉意識調査からみえてきたこと	27
2 社協パートナーミーティングでの意見	32
3 できること戦略会議（社協事務局内会議）での意見	38
4 愛荘町地域福祉活動計画の策定経過	44
5 策定委員会・作業委員会まとめ	45
5 愛荘町地域福祉活動計画策定委員会設置規程・委員名簿	46

* 表紙の挿絵について・・・杉本栄子さん

おじいちゃん、おばあちゃん、おとうさん、おかあさん、家族みんな
が新しい生命の誕生を笑顔で迎えました。

愛荘町に関わるみんなで、「笑顔があふれるまち」の実現を目指して、家
族単位から「笑顔」になるように見守りましょうという思いで描かれました。

◆「障がい」の標記について

「障害者」の表記における「害」という漢字のひらがな表記については、さまざまな意見がありますが、「害」という漢字のイメージの悪さから、「障がい者」と表す自治体などが増えています。また、「障害者」を使うことを求める意見もあります。

愛荘町社会福祉協議会では、広報紙などで法律や制度名や固有の施設・機関の名称、医学上の名称などを除いて、原則「障がい者」や「障がい」という標記を採用しています。今後も表記方法については、障がいのある当事者の皆様のご意見を伺いながら最善の方法を検討していきたいと考えています。また、表記だけではなく、障がいの有無に関わらず、誰もが安心して暮らせるような地域づくりを当事者、住民の皆さまとともに推進してまいります。

第 1 章

地域福祉活動計画の策定にあたって

第1章 地域福祉活動計画の策定にあたって

(1) 地域福祉活動計画とは

私たちがくらす地域では、孤立やくらしにくさなどをはじめ様々な課題があります。くらしの課題をその方だけのこととせず、みんなで共有し住民同士が支え合い協力しあって、誰もが安心してくらす地域をつくる必要があります。

地域福祉活動計画は、誰もが安心してくらす福祉のまちづくりを実現するために、くらしや活動の課題を明らかにし、課題解決のために、具体的に何ができるかを、社会福祉協議会(以下、「社協」という。)が呼びかけてつくる住民主体の活動・行動計画です。

地域福祉活動計画の定義

地域福祉活動計画とは、「社会福祉協議会が呼びかけて、住民、地域において社会福祉に関する活動を行う者、社会福祉を目的とする事業(福祉サービス)を経営する者が相互協力して策定する地域福祉の推進を目的とした民間の活動・行動計画」である。

(社会福祉法人全国社会福祉協議会「地域福祉活動計画策定指針 平成15年」より)

(2) 地域福祉活動計画と社会福祉協議会

■ 民間の立場から地域福祉を進める社協

社協は、地域にくらす住民の皆様のほか、民生委員児童委員、社会福祉施設・社会福祉法人等の社会福祉関係者、保健・医療・教育など関係機関・団体の参加・協力のもと住民の皆様が住み慣れたまちで安心して生活することができるよう「福祉のまちづくり」の実現をめざしてさまざまな活動をおこなっています。

地域福祉活動計画において社協は、住民の皆様が主体となって「福祉のまちづくり」をすすめることができるよう、地域の課題を把握し、解決に向けての方向性を示す役割があります。

□ 社協とは

社会福祉法第109条(市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会)

市町村社会福祉協議会は、一又は同一都道府県内の2以上の市町村の区域内において次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であって、その区域内における社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、指定都市にあってはその区域内における地区社会福祉協議会の過半数及び社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が、指定都市以外の市及び町村にあってはその区域内における社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が参加するものとする。

- 1 社会福祉を目的とする事業の企画および実施
- 2 社会福祉に関する活動への住民参加のための援助
- 3 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整および助成など
- 4 前3号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

□社協の活動原則

次の5つの活動原則に基づいて、地域の特性を生かした活動を行っています。

①住民ニーズ基本の原則

調査等により、地域住民の要望、福祉課題などの把握に努め、住民のニーズに基づく活動を第一にすすめます。

②住民活動主体の原則

住民の地域福祉への関心を高め、そこから生まれた自発的な参加による組織を基盤として、活動をすすめます。

③民間性の原則

民間組織らしく、開拓性・即応性・柔軟性をいかした活動をすすめます。

④公私協働の原則

社会福祉、そして保健・医療、教育、労働等の行政機関や民間団体等の連携を図り、行政と住民組織との協働による活動をすすめます。

⑤専門性の原則

住民の福祉活動の組織化、ニーズ把握調査、地域福祉活動の計画づくりなど、福祉の専門性をいかした活動をすすめます。

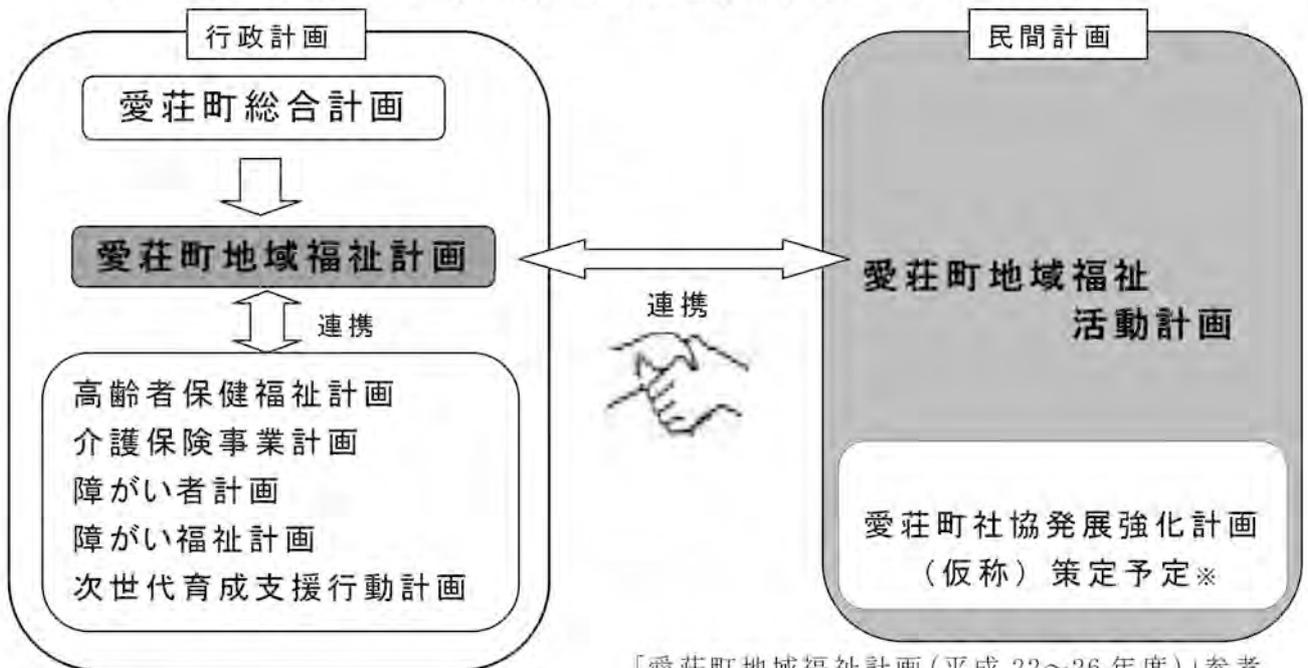
(社会福祉法人全国社会福祉協議会

「新・社会福祉協議会基本要項 平成4年」より)

(3)地域福祉計画(行政計画)との関係

愛荘町(以下、「本町」という。)は、平成22(2010)年3月に、地域福祉の基盤整備を担う行政計画として「愛荘町地域福祉計画」を策定されました。

本町の地域福祉は、行政と民間が課題を共有しながら、それぞれの役割を發揮し、連携・協力することにより、進んでいくものです。住民(社協)が策定する「愛荘町地域福祉活動計画」(以下「この計画」という。)においても、行政計画との連携協力関係は不可欠です。



「愛荘町地域福祉計画(平成22~26年度)」参考

※社協発展・強化計画とは・・・

地域福祉推進を推進する中核的な団体として事業運営・経営ビジョンや目標を明確にし、その実現にむけた組織、事業、財務等に関する具体的な取り組みを明示したもの。

(4) 愛荘町地域福祉活動計画の期間と進行管理について

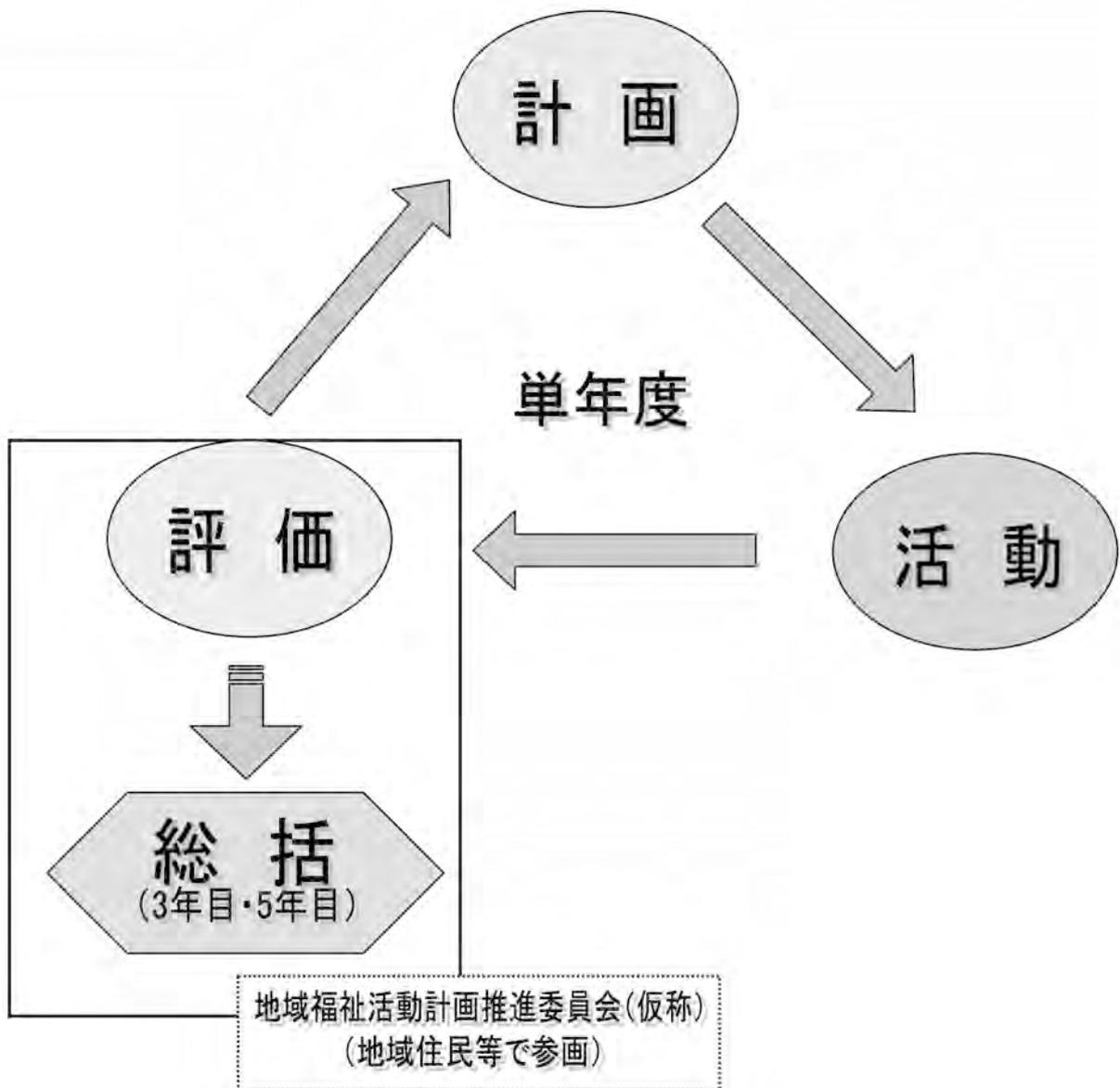
■期間について

この計画の期間は、平成24年度から平成28年度までの5年間とします。

■進行管理について

この計画の進行管理は、地域住民等が参画する「地域福祉活動計画推進委員会(仮称)」で単年度の活動や事業の評価と平成26年度(3年目)および平成28年度(5年目)に総括を行います。

■この計画の進行のイメージ図



(5) 愛荘町の概要

① 町の歴史

本町は古くから開けた土地で、^{じょうりせい}条里制による土地制度の遺構が多く残されています。

湖東三山として知られる金剛輪寺は聖武天皇の^{ちよくがん}勅願により^{ぎょうき}行基が開山。近世には中山道の宿場として愛知川宿が栄えたほか、明治には郡役所や警察などの官公署が置かれ、近江鉄道が開通するなど、古くから地方の中心として発展しました。

昭和30年、昭和の大合併では秦川村と八木荘村が合併して秦荘町に、また愛知川町と豊国村が合併して愛知川町となりました。

この秦荘町と愛知川町が平成18年に合併し愛荘町が誕生しました。

(町HP「愛荘町の紹介」)

表: 県内からみる町の位置



表: 町の地図

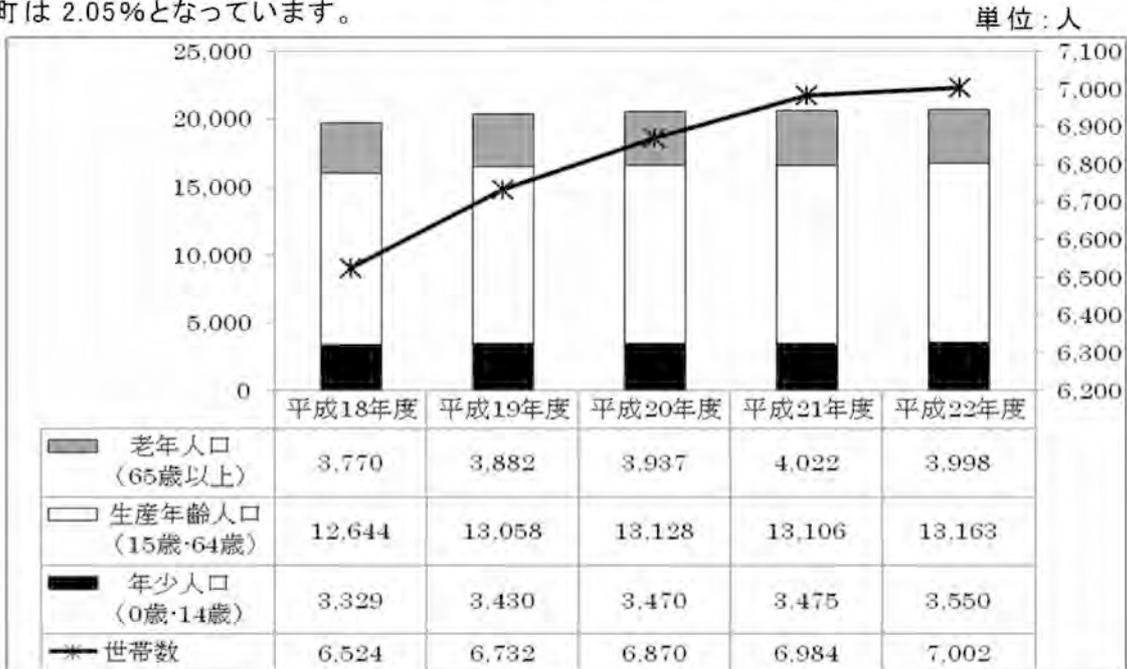


(6) 愛荘町の現状

①人口と世帯数

本町の総人口は平成23年3月31日現在で20,711人であり、世帯数とともに年々増加しています。老年人口は、平成21年度から平成22年度で減少がみられ、生産年齢人口および年少人口の増加がみられます。

平成17年から平成22年までの5年間の国勢調査によると、滋賀県の人口増加率は2.17%、本町は2.05%となっています。



平成18～21年度 滋賀県湖東健康福祉事務所事業年報
平成22年度 愛荘町調べ

②地域の分類と現状

町内にある行政区の昭和40年から平成20年の世帯数増減と家の密集具合を基に、地域の特徴を分類しました。

特徴の説明と現状						
①街道を中心として昔からの家等が立ち並ぶ地域						
行政区名	世帯数	人口	世帯数増減	年少人口率	高齢化率	要介護認定率
源町	47	146	↘	14.4%	24.7%	16.2%
八幡町	29	85	↓	9.4%	34.1%	6.5%
御幸町	100	247	→	11.3%	21.5%	25.0%
祇園町	113	267	→	12.4%	17.6%	14.9%
石橋	148	373	→	9.4%	27.1%	12.7%
②昔からの家が密集する地域						
行政区名	世帯数	人口	世帯数増減	年少人口率	高齢化率	要介護認定率
蚊野	247	896	→	11.9%	28.3%	15.4%
目加田	195	639	→	13.8%	26.9%	15.1%
長塚	71	224	→	8.0%	28.6%	19.6%

栗田	72	234	→	10.7%	24.8%	20.7%
南野々目	47	170	→	21.8%	21.2%	11.4%
矢守	57	193	→	13.0%	26.4%	15.7%
東円堂東	99	325	↘	9.2%	33.8%	19.3%
山川原	150	397	↘	10.6%	31.7%	24.6%
③街道を中心として昔からの家と新興住宅やアパートが立ち並ぶ地域						
行政区名	世帯数	人口	世帯数増減	年少人口率	高齢化率	要介護認定率
堺町	78	170	↗	8.2%	26.5%	13.3%
泉町	155	422	↑	16.1%	17.5%	10.8%
本町	139	320	↑↑	16.6%	16.9%	14.3%
伊勢町	94	315	↑	27.9%	18.7%	11.7%
中宿	343	740	↑↑	17.2%	12.3%	12.2%
沓掛	267	743	↑	20.9%	12.7%	14.0%
市	735	1,977	↑↑	22.0%	14.5%	11.7%
④昔からの家と新興住宅やアパートが密集する地域						
行政区名	世帯数	人口	世帯数増減	年少人口率	高齢化率	要介護認定率
軽野	94	315	↗	13.3%	26.0%	19.0%
安孫子	234	723	↗	15.8%	23.9%	20.8%
島川	168	500	↗	14.4%	19.0%	13.8%
野々目	226	640	↑↑	25.6%	5.0%	15.6%
東円堂西	223	667	↑	16.3%	20.2%	15.4%
豊満	342	935	↑	20.9%	14.2%	18.5%
磯部	66	197	↑	20.3%	20.3%	7.5%
川久保	112	284	↑	13.7%	23.2%	18.2%
長野東	246	641	↑	16.2%	15.8%	17.0%
長野西	371	1,072	↑	17.3%	18.5%	11.3%
⑤新興住宅が立ち並ぶ地域						
行政区名	世帯数	人口	世帯数増減	年少人口率	高齢化率	要介護認定率
愛知川ニュータウン	145	469	↑↑	29.6%	3.0%	33.3%
長野新町	93	288	↑↑	22.9%	3.5%	20.0%
亀原	60	193	↑↑	34.2%	5.2%	30.0%
淵の下	48	176	↑↑	39.8%	1.1%	—
ハーモニータウン	22	64	↑↑	32.8%	1.6%	—
⑥昔からの農村集落地域						
行政区名	世帯数	人口	世帯数増減	年少人口率	高齢化率	要介護認定率
上蚊野	36	147	→	12.2%	21.8%	15.6%
松尾寺南	56	186	↘	9.1%	24.2%	17.8%
松尾寺北	49	167	→	9.0%	24.6%	19.5%

斧 磨	47	174	→	11.5%	25.9%	15.2%
岩 倉	54	192	→	13.5%	20.8%	15.0%
東 出	116	376	→	16.8%	21.0%	19.0%
竹 原	73	277	→	17.0%	25.3%	30.0%
常安寺	55	180	→	13.9%	25.0%	11.1%
円城寺	73	246	→	10.2%	26.8%	17.9%
西 出	70	278	→	15.1%	24.5%	19.1%
深 草	22	85	→	15.3%	30.6%	30.8%
蚊野外	22	57	↑	10.5%	29.8%	10.5%
香之庄	55	202	↓	13.4%	29.7%	21.7%
元 持	88	278	→	10.4%	34.5%	14.7%
沖	63	228	→	13.2%	23.7%	9.3%
宮 後	17	69	→	21.7%	21.7%	13.3%
北八木	24	95	→	6.3%	26.3%	16.0%
下八木	50	175	→	6.9%	25.1%	24.4%
畑 田	44	189	→	14.8%	24.9%	18.7%
平 居	71	230	↑	18.7%	20.0%	6.5%
苅 間	20	74	→	8.1%	28.4%	14.3%
川 原	90	299	→	19.1%	17.7%	20.8%
百々町	48	160	↑	19.4%	14.4%	26.1%

・世帯数増減：↑↑急増 ↑増加 ↗微増 →横ばい ↘微減 ↓減少 国勢調査

・世帯数、人口、年少人口率、高齢化率、要介護認定率：

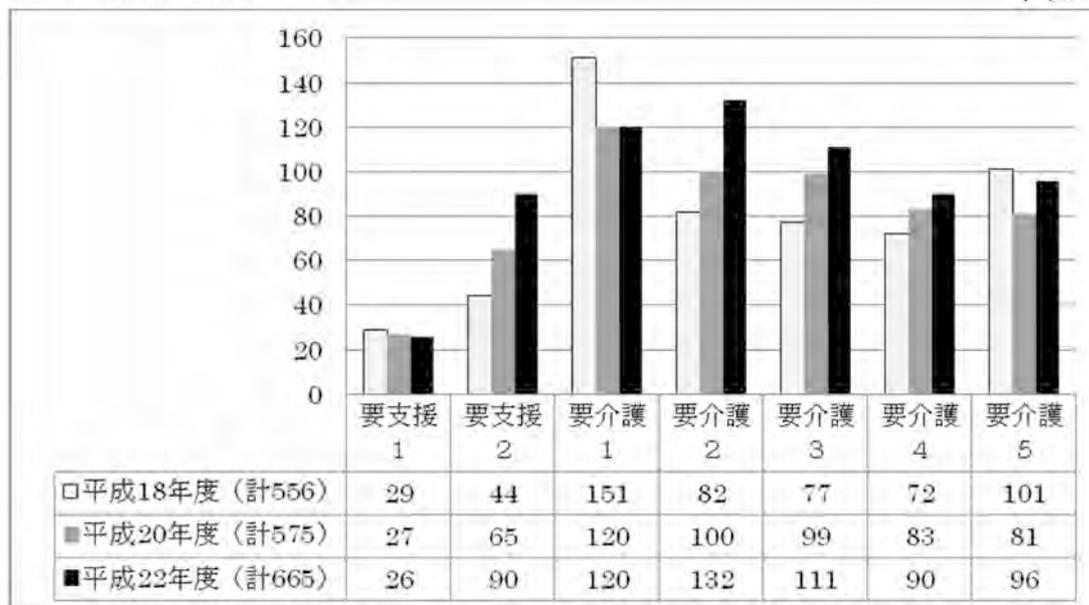
平成23年3月31日現在 行政区別年令別統計表

③福祉関係データ

(ア)要介護認定者数

平成18年度と平成22年度を比較すると、特に要支援2、要介護2、要介護3、要介護4の認定者数が増加しています。

単位：人



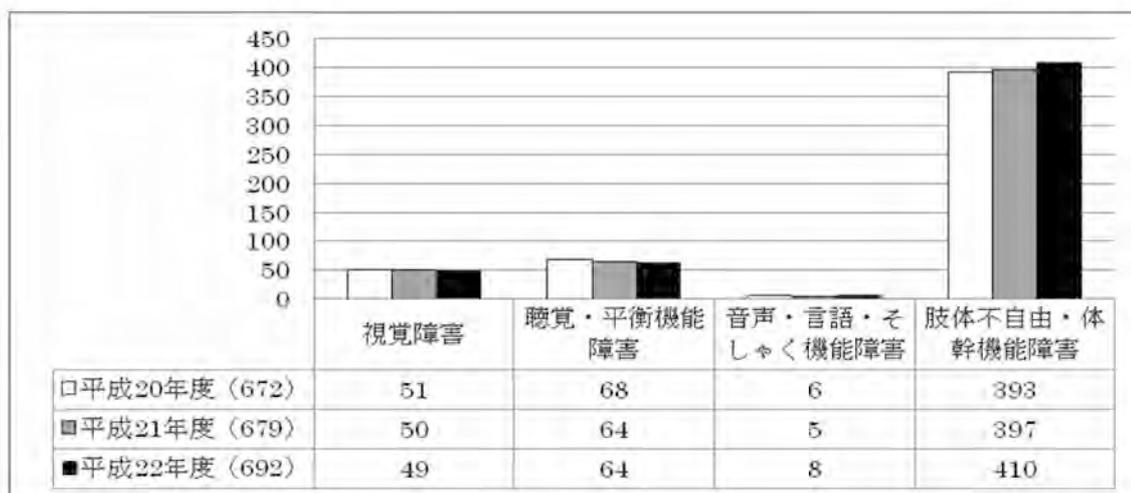
平成18・20年度 滋賀県湖東健康福祉事務所事業年報
平成22年度 愛荘町調べ

(イ)身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳交付者数

身体障害者手帳および療育手帳、精神障害者保健福祉手帳ともに、交付数は増加しています。級別の身体障害者手帳交付者数については、重度である1級障害を持つ方が最も多くおられます。

表1 身体障害者手帳交付者数

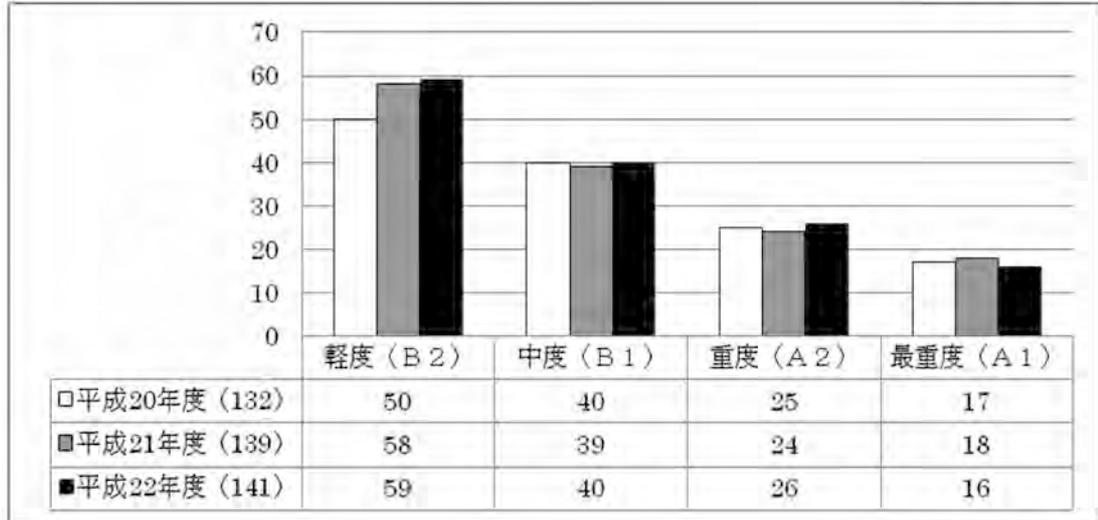
単位：人



愛荘町調べ

表2 知的障害者(療育手帳)手帳交付者数

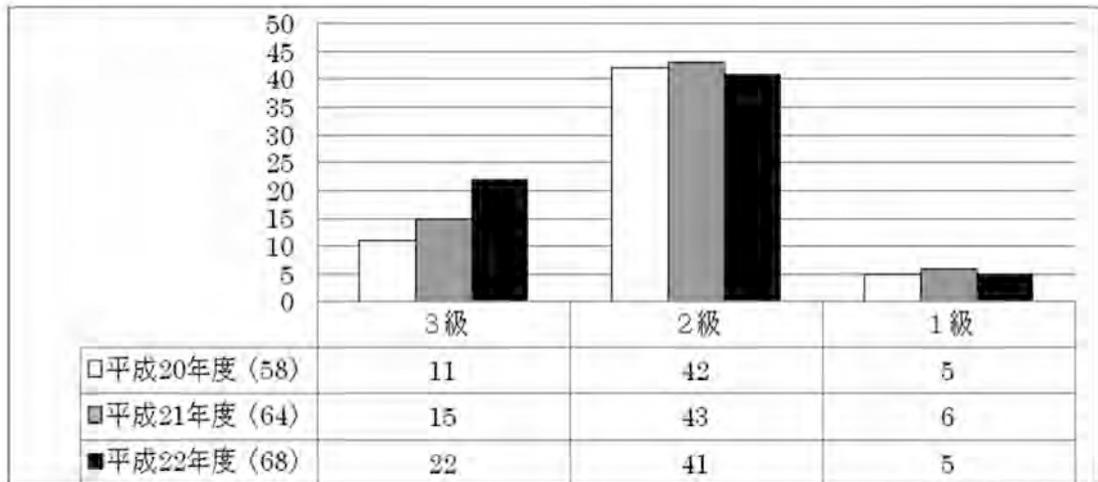
単位:人



愛荘町調べ

表3 精神福祉手帳交付者数

単位:人



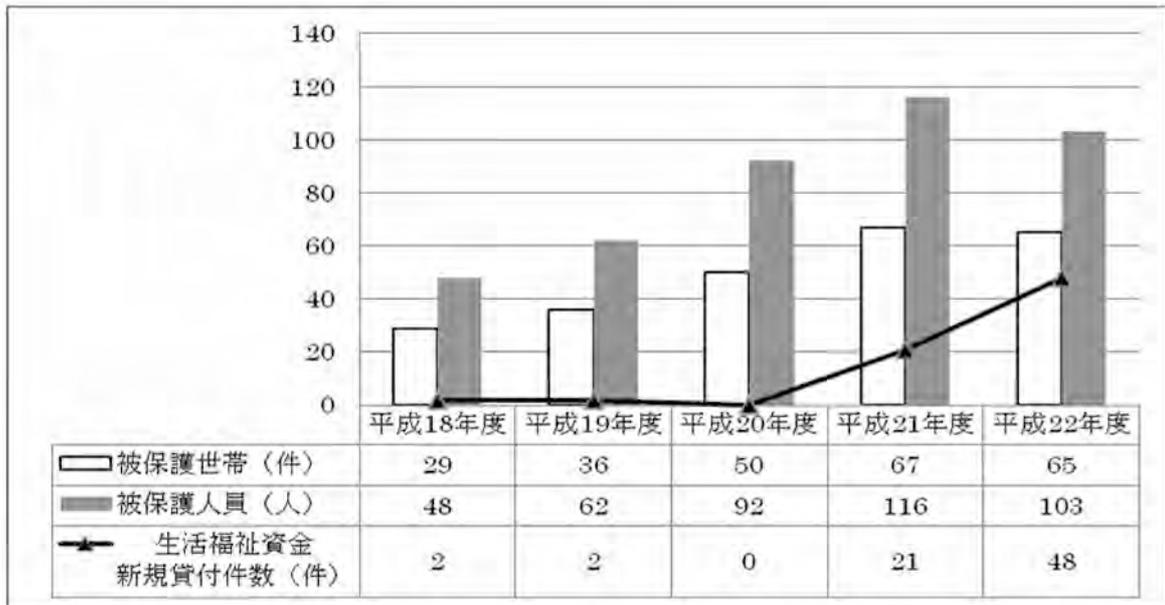
愛荘町調べ

(ウ)生活保護世帯数

被保護世帯数および被保護人員は、平成20年度から平成21年度にかけて大きな増加がみられます。

これは、リーマンショック以降の失業や派遣切りといった社会問題の影響により、安価で住める町内のアパート・雇用促進住宅へ失業者が転入されてきたことが大きな要因として考えられます。

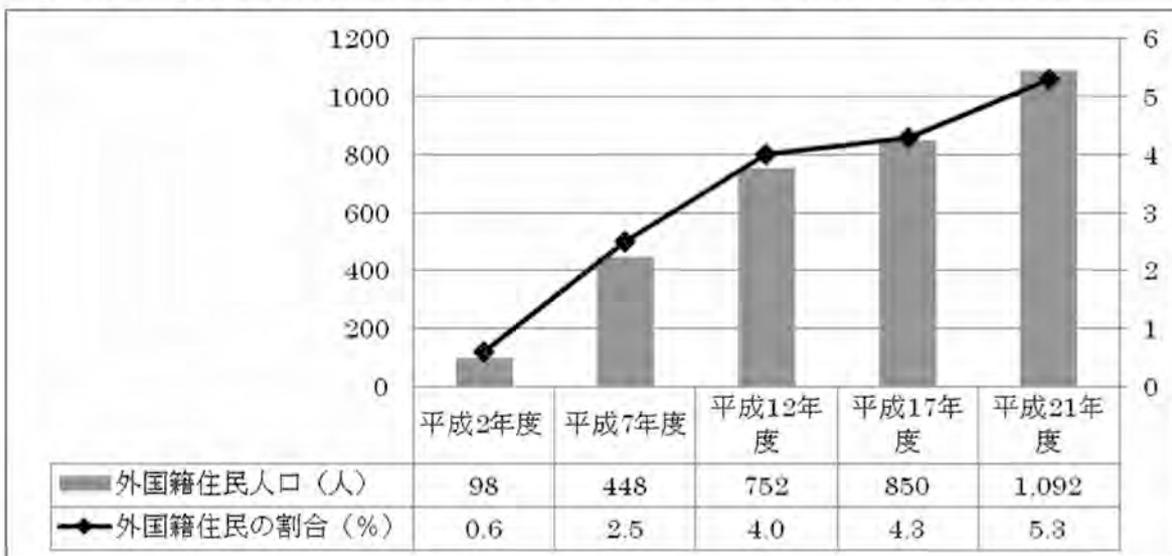
また、社協事業の生活福祉資金の貸付件数も制度改正に伴い、平成21年度から大幅な増加となりました。



被保護世帯・被保護人員：平成18～21年度滋賀県湖東健康福祉事務所事業年報
平成22年度 愛荘町調べ
生活福祉資金新規貸付件数：各年度社協事業報告調べ

(エ)外国人登録人口

本町では、近年大幅に増加しており、企業集積が多い特性のため、外国籍人口の割合も高くなっています。特に平成2年度から平成12年度に急激に増加しています。



愛荘町調べ

(7) 地域福祉活動における課題(「住民意識調査」や「活動計画策定委員会」等からの抜粋)

平成20年1月に実施した愛荘町住民福祉意識調査や、平成22年度から平成23年度に実施した活動計画策定に関して開催した第1回愛荘町社協パートナーミーティング、作業委員会、策定委員会において、愛荘町の現状と課題について下記の内容があげられました。

■ 気軽に集まる場所

現状

- ・集まる場所として、自治会の公民館や近隣の個人宅、町施設などがある。
- ・集まる機会として、町や自治会主催行事、近所の集まりなどがあるが、呼びかけがないと出かけにくい。
- ・居住年数が長いほど、地域で集まる機会が多い。

課題

- ・身近な場所で顔見知りの人が集まれる、参加しやすい交流の場づくり。
- ・高齢者と若年者が一緒に活動したり、話し合う場所づくり。

■ 自治会活動について

現状

- ・サロンや防災などの日常的な活動から、夏祭りや文化祭などのイベント活動まで、各自治会で特色のある活動に取り組んでいる。
- ・若年者が地域から流出しないように、活動内容を見直している自治会もある。

課題

- ・地域活動の担い手を増やす。
- ・世代を超えた交流の場づくり。
- ・災害に関する対応や訓練などの取組み。

■ ボランティア活動について

現状

- ・奉仕活動のイメージが強い。
- ・「何かしたいけれど、何をしたいかわからない」、「時間がない」方も多い。
- ・自治会や個人で独自にボランティアグループを結成し、活動されている地域もある。

課題

- ・ふれあいサロンや福祉推進委員の活動、社協広報などでボランティアを啓発する。
- ・ボランティアを「したい人」と「してほしい人」をつなぐボランティアコーディネーターの役割が重要。

上記は抜粋ではありますが、こうした現状と課題をふまえて、愛荘町地域福祉活動計画を作成しました。

第 2 章

愛莊町地域福祉活動計画

第2章 愛荘町地域福祉活動計画

(1) 理念および目標

理 念	みんなで進める 笑顔あふれる福祉のまちづくり
目 標	<p>くらしの課題を ともに考え ともに歩める 場をつくります</p> <p>上記理念のもと、福祉のまちづくりを進めるために大切にしていきたいことを住民のみなさまと話し合った結果、次のことが出てきました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「くらしの課題」を解決していく活動をすすめる ・「ともに考えること」を大切にする ・みんなが寄り添えるような「場」をつくる <p>これらをもとに、この計画の目標を定めました。</p>

★この計画で使用している「みんな」という語句は、本町に関わる機関・団体・住民すべての方々を指しています。

★この計画で使用している「場」という語句は、場所や機会という意味を指しています。

(2) 基本方針・基本計画・実施計画(重点)

◆基本方針 I

身近な地域での対話と交流の場づくり

日常生活を大切にしながら、一人ひとりの気になることやこなくらしをしたいという願い等(以下「くらしの課題」といいます。)を、みんなで話し合い交流する場をつくります。



みんなで懐かしい歌を唄っています。
(ふれあいサロン活動)

子ども・保護者・ボランティア、みんなが
楽しく過ごせる場(わんぱく広場活動)



基本計画	実施計画(重点)	
	みんなで取り組むこと	社協で取り組むこと
(1)みんなが出会い集まる場をつ くります。	a: みんなが集まることのできる場	
	地域の日常にある交流の機会からみんなの声を聴きましょう。	地域の日常的な対話や交流の機会から、福祉の課題を聴き取る仕組みをつくります。
	b: みんなが出会い交流できる場	
	世代間交流や外国籍住民との交流等、みんなが参加しやすい場をつくりましょう。	出会いと交流ができる場をつくるための企画をおこないます。
c: 高齢者等ふれあいサロン活動		
顔見知りの人と集まる場である「高齢者等ふれあいサロン」を、より身近で気軽に楽しい場にしましょう。	地域のサロンへ出向き、活動の企画や運営相談、活動費の助成等をおこないます。	

(2)住民同士での話し合いの場をつくり「くらしの課題」を一緒に考えます。	a: 住民福祉懇談会	
	地域でくらしの課題を話し合う場(住民福祉懇談会)をつくりましょう。	住民福祉懇談会を企画して開催していきます。
(3)みんなの福祉意識を向上して話し合いや交流のできる環境をつくります。	a: 子どもたちへの福祉教育	
	子どもたちの心に残る福祉の体験や学習に取り組みましょう。	福祉学習や体験メニューを企画・提供します。また、学習の実施および調整をおこないます。
	b: 地域における福祉教育	
	認知症や障がい等の理解を深めるために、家族や当事者団体(者)とともに学ぶ場をつくりましょう。	研修や講座の実施、講師の情報提供、調整等をおこないます。
(4)身近なところで気軽に相談できる場をつくります。	a: 悩みや気になることを話せる場	
	気軽に相談ができるよう、お互いを思いやる気持ちを高めていきましょう。	心配ごと相談所等の相談員の知識や技術を向上し、相談者が話しやすい雰囲気づくりに取り組みます。
	b: 相談場所の広報	
	地域で困っている方へ、相談機関の情報を伝えましょう。	心配ごと相談所等を含めた町内の相談場所をわかりやすく広報します。
(5)みんなが気軽に地域の福祉活動へ参加できる場をつくります。	a: 継続性がある福祉活動	
	みんなで継続して取り組める福祉活動の拠点として、地域福祉センター(愛の郷・いきいきセンター)を利用しましょう。	地域福祉センターの機能を活用して、地域情報の調査、研究することや人材の養成、育成の場を提供します。
	b: 情報発信の拠点	
	地域福祉センターを活用し、地域の催しや活動情報を発信しましょう。	町内外の助成金情報や学びの場等の情報を集め、地域へ発信します。

	c: みんなで取り組む福祉のイベント	
	住民活動を中心とした福祉に関する催しを開催しましょう。	みんながともに活動し、つながりを広めるための催しを企画、実施します。
	d: わんぱくひろば(子育てつどいの広場)	
	子育て支援についての理解を深め、地域と子育て世代がつながる場をつくりましょう。	わんぱくひろば、わんぱくサロン等を中心に地域住民が参画した子育て支援活動を充実します。

◆基本方針Ⅱ

「くらしの課題」の解決に向けた活動づくり

ボランティアや見守り等の福祉活動を充実し、住民の「くらしの課題」に対応した活動づくりをおこないます。



ボランティアによる手作り弁当です。
(あったか・ふれあい弁当)

ボランティアクリーンウォーキングで
町内の清掃活動を実施。
(ボランティアセンター)



基本計画	実施計画(重点)	
	みんなで取り組むこと	社協で取り組むこと
(1)みんなで地域を見守る活動をおこないます。	a:ご近所の見守り活動 地域で何らかの手助けが必要な方(要援護者や地域で気になる方等)を、ご近所で見守り(声かけ活動等)交流する活動を進めましょう。	地域へ出向き福祉見守りマップづくり等を推進し、地域における見守り活動を充実します。
	b:あったか弁当・ふれあい弁当訪問事業	
	住民同士が関わる、見守り活動を充実していきましょう。	事業の課題を分析して、よりみんなの身近な活動になるよう取り組みます。
(2)地域における福祉活動の充実を図るため福祉推進委員活動を活性化します。	a:福祉推進委員研修・交流 地域の福祉活動の担い手である福祉推進委員をみんなで支えていきましょう。	福祉推進委員の活動を充実していくために、実践的な研修会や情報交換会などを実施します。

	b: 福祉推進委員の活動手引き	
	福祉推進委員の活動を盛り上げていくために、その役割を再認識していきましょう。	福祉推進委員の役割や活動内容をわかりやすくするために、「活動の手引き」を見直します。
(3) みんなが元気になれるボランティア活動を広めます。	a: ボランティアの育成	
	ボランティア活動の継続性と始めやすい雰囲気が高まる風土をつくり、その中心となる元気なボランティアリーダーを育成しましょう。	ボランティアリーダーの養成研修をおこない、身近なボランティア活動者を拡充します。
	b: ボランティア情報の発信	
	ボランティア活動の紹介等をおこない身近なボランティア活動を地域へ広めましょう。	広報紙「社協あいしょう」や地域福祉センター等を媒体にして、ボランティア情報(活動内容や募集チラシ)を伝えます。
	c: ボランティアセンター	
(4) 災害時に、みんなで地域を守る取り組みやボランティア活動をおこないます。	ボランティア一人ひとりが活用しやすいボランティアセンターをみんなでつくりましょう。	ボランティア活動が、一層推進されるよう、ボランティアセンターの機能を強化し、ボランティアコーディネーターの質を高めます。 また、ボランティア養成講座や交流事業、ボランティア協議会や各グループとの連携を強化します。
	a: 災害支援ボランティア活動	
	災害ボランティアについての学習をおこない、活動者を広げるとともに仲間づくりを進めましょう。	災害ボランティアセンターの体制等をつくります。 また、災害ボランティア養成講座を実施し災害時の活動者を確保するとともに、町内の災害時だけでなく、町外の災害時においても情報提供、活動支援等をおこないます。

	<p>b: 要援護者の見守り活動</p> <p>地域での防災訓練活動時には、要援護者の支援も取り入れた訓練をおこなひましょう。</p> <p>地域での防災訓練に要援護者支援を取り入れるための、企画や実施および講習会を開催します。</p>	
<p>(5) 日常生活の困りごとにみんなで取り組む活動をおこなひます。</p>	<p>a: 「日常生活困りごと支援会議(仮称)」</p> <p>「くらしの課題」を地域全体の課題として共有化し、解決に向けての取り組みをみんなで考え、取り組まひましょう。</p> <p>会議で検討した内容を「活動」として、専門職の立場から実践していきます。</p>	

◆基本方針Ⅲ

みんなで支える 地域のつながりづくり

住民による福祉活動と専門機関等がつながることにより、みんなで支えるためのネットワークをつくれます。



民生委員児童委員さんと地域の課題について話し合いました。(社協パートナーミーティング)

地域の活動で行えるレクリエーションを学んでいます。(サロン連絡会議)



基本計画	実施計画(重点)	
	みんなで取り組むこと	社協で取り組むこと
(1)自治会を中心とした福祉のつながりをつくれます。	a: 地域福祉活動推進会議	
	地域の福祉関係者(区長、民生委員児童委員、福祉推進委員)で福祉活動について話し合しましょう。	地域の福祉関係者が福祉活動について話し合う場を企画し実施します。
	b: ふれあいサロン連絡会議	
	より良い「ふれあいサロン」活動を展開するために、研修や他の地域の担い手と情報交換をしましょう。	ふれあいサロン活動の担い手同士の情報交換や研修などを実施します。
(2)見守り活動を中心とした住民のつながりをつくれます。	a: 「見守りサポート会議(仮称)」	
	見守りが必要な方を支えるために、何が出来るかを考えましょう。	地域の見守り活動を活性化させるため、関係者や住民が話せる場(「見守りサポート会議(仮称)」)を開催していきます。

	b:高齢者同士の見守り活動	
	町内の高齢者組織が実施されている見守り活動等と協力して、身近なところでの見守り活動を広めましょう。	町内の高齢者組織と連携を強化し、高齢者の見守り活動を活性化していきます。
(3)福祉活動を効果的におこなうために関係機関や団体とのつながりをつくります。	a:「福祉施設ボランティア担当者会議(仮称)」	
	ボランティア活動を通して、町内にある福祉施設と交流をしましょう。	ボランティア活動を通して、町内の福祉施設との連携を強化するために、情報や課題の共有をおこないます。
	b:「福祉教育推進会議(仮称)」	
	子どもたちの心に残るような福祉の体験や学習ができるよう学校等のつながりを広めていきましょう。	子どもたちの福祉教育について、教育委員会や学校支援者等と情報共有や検討をおこないます。
	c:町内にある団体・機関との「つながり」を広める	
福祉活動団体や町内で活動する機関と一緒に福祉活動に取り組みましょう。	商工関係や防犯関係、文化・観光関係機関との連携を強化します。	
(4)地域での福祉活動のキーパーソンである民生委員児童委員、主任児童委員とのつながりをつくります。	a:社協パートナーミーティング	
	地域福祉活動の最前線を担う民生委員児童委員、主任児童委員の活動や役割を理解しましょう。	民生委員児童委員、主任児童委員と福祉活動について話し合える場をつくります。
	b:民生委員児童委員活動との協働	
民生委員児童委員、主任児童委員の活動や役割を理解し、ともに地域活動に取り組みましょう。	民生委員児童委員、主任児童委員と協働する事業や活動を強化します。	

<p>(5)地域と関係機関・団体をつなげ、福祉活動が推進しやすい環境をつくります。</p>	<p>a: コミュニティーワーカーの活動</p>		
	<table border="1"> <tr> <td style="width: 50%; vertical-align: top;"> <p>地域で福祉活動を進めるために、町内の団体や福祉の専門機関などを活用しましょう。</p> </td> <td style="width: 50%; vertical-align: top;"> <p>町内の団体や福祉の専門機関との「つながり」を広げる福祉活動を一緒に考え、取り組むコミュニティーワーカーの活動を充実します。</p> </td> </tr> </table>	<p>地域で福祉活動を進めるために、町内の団体や福祉の専門機関などを活用しましょう。</p>	<p>町内の団体や福祉の専門機関との「つながり」を広げる福祉活動を一緒に考え、取り組むコミュニティーワーカーの活動を充実します。</p>
<p>地域で福祉活動を進めるために、町内の団体や福祉の専門機関などを活用しましょう。</p>	<p>町内の団体や福祉の専門機関との「つながり」を広げる福祉活動を一緒に考え、取り組むコミュニティーワーカーの活動を充実します。</p>		
	<p>b: 地域の福祉情報のデータベース化</p>		
	<table border="1"> <tr> <td style="width: 50%; vertical-align: top;"> <p>地域での福祉活動の環境を整えみんなで取り組みましょう。</p> </td> <td style="width: 50%; vertical-align: top;"> <p>地域の福祉情報を整理し、地域や専門機関と共有します。</p> </td> </tr> </table>	<p>地域での福祉活動の環境を整えみんなで取り組みましょう。</p>	<p>地域の福祉情報を整理し、地域や専門機関と共有します。</p>
<p>地域での福祉活動の環境を整えみんなで取り組みましょう。</p>	<p>地域の福祉情報を整理し、地域や専門機関と共有します。</p>		

◆基本方針Ⅳ

社会福祉協議会の基盤強化

「くらしの課題」を話し合い・活動し・つなげて、まち全体で「福祉のまちづくり」を進めるために、住民の福祉活動をともにおこないコーディネートする、社会福祉協議会の基盤を強化します。



「福祉のまちづくり」を進めています。
(社協 事務局)

基本計画	実施計画(重点)
	社協で取り組むこと
(1)活動計画を推進するために社協の基盤を強化します。	<p>a:運営組織の強化</p> <p>会員(組織)ならびに理事会・評議員会の体制の強化と活性化をすすめます。</p>
	<p>b:情報収集と発信力の強化</p> <p>きめ細やかに地域の情報を収集し、わかりやすく発信するとともに、社協の組織や機能、役割が「みえる」ように努め、事業・活動の内容を積極的に広く周知します。</p>
	<p>c:財政基盤の強化</p> <p>寄付・会費やその他の財源の確保をおこない、財政の基盤を強化します。</p>
	<p>d:事務局機構の改革のための発展強化計画の作成</p> <p>研修や会議の体系を構築し、事務や事業活動に対応した体制を確実に強化するために「愛荘町社協発展強化計画」(仮称)を作成します。</p>

	<p>e:災害等の危機管理体制の整備</p> <p>災害等の危機に備え、管理の体制を整備します。</p>
<p>(2)「愛荘町地域福祉計画」と連動して活動を行います。</p>	<p>a:地域福祉計画との連動</p> <p>「愛荘町地域福祉計画」と、この計画が連動して本町全体の地域福祉が推進されるよう、町行政との連携を強化します。</p>

(3) 計画の体系図

理 念： みんなで進める 笑顔あふれる福祉のまちづくり			
目標	基本方針	基本計画	実施計画(重点)
ぐらしの課題を ともに考え ともに歩める 場をつくりま す	I 身近な地域での対話と交流の場づくり	(1) みんなが出会い集まる場をつくりま す	a: みんなが集まることのできる場 b: みんなが出会い交流できる場 c: 高齢者等ふれあいサロン活動
		(2) 住民同士での話し合いの場をつくり「ぐらしの課題」を一緒に考えま す	a: 住民福祉懇談会
		(3) みんなの福祉意識を向上して話し合いや交流のできる環境をつくりま す	a: 子どもたちへの福祉教育 b: 地域における福祉教育
		(4) 身近なところで気軽に相談できる場をつくりま す	a: 悩みや気になることを話せる場 b: 相談場所の広報
		(5) みんなが気軽に地域の福祉活動へ参加できる場をつくりま す	a: 継続性がある福祉活動 b: 情報発信の拠点 c: みんなで取り組む福祉のイベント d: わんぱくひろば(子育てつどいの広場)
	II 「ぐらしの課題」の解決に向けた活動づくり	(1) みんなで地域を見守る活動をおこないま す	a: ご近所の見守り活動 b: あったか弁当・ふれあい弁当訪問事業
		(2) 地域における福祉活動の充実を図るため福祉推進委員活動を活性化しま す	a: 福祉推進委員研修・交流 b: 福祉推進委員の活動手引き
		(3) みんなが元気になれるボランティア活動を広めま す	a: ボランティアの育成 b: ボランティア情報の発信 c: ボランティアセンター
		(4) 災害時に、みんなで地域を守る取り組みやボランティ ア活動をおこないま す	a: 災害支援ボランティア活動 b: 要援護者の見守り活動
		(5) 日常生活の困りごとにみんなで取り組む活動をおこない ま す	a: 「日常生活困りごと支援会議(仮称)」
	III みんなで支える地域のつながりづくり	(1) 自治会を中心とした福祉のつながりをつくりま す	a: 地域福祉活動推進会議 b: ふれあいサロン連絡会議
		(2) 見守り活動を中心とした住民のつながりをつくりま す	a: 「見守りサポート会議(仮称)」 b: 高齢者同士の見守り活動
		(3) 福祉活動を効果的におこなうために関係機関や団体とのつながりをつくりま す	a: 「福祉施設ボランティア担当者会議(仮称)」 b: 「福祉教育推進会議(仮称)」 c: 町内にある団体・機関との「つながり」を広める
		(4) 地域での福祉活動のキーパーソンである民生委員児童委員、主任児童委員とのつながりをつくりま す	a: 社協パートナーミーティング b: 民生委員児童委員活動との協働
		(5) 地域と関係機関・団体をつなげ、福祉活動が推進しやすい環境をつくりま す	a: コミュニティーワーカーの活動 b: 地域の福祉情報のデータベース化
	IV 社会福祉協議会の基盤強化	(1) 活動計画を推進するために社協の基盤を強化しま す	a: 運営組織の強化 b: 情報収集と発信力の強化 c: 財政基盤の強化 d: 事務局機構の改革のための発展強化計画の作成 e: 災害等の危機管理体制の整備
(2) 「愛荘町地域福祉計画」と連動して活動を取り組みま す		a: 地域福祉計画との連動	

(4)この計画で使用している語句説明

①高齢者等ふれあいサロン

家に閉じこもりがちな地域の高齢者等が、身近な場所に集まって気軽に楽しい時間を過ごし「住民が互いにつながり」をつくる活動です。

②住民福祉懇談会

地域住民が地域の課題や取り組み等について話し合い(気軽に話しができる懇談)をする場です。

③福祉教育

社協が学校などとの関係をつくり、子どもたちへの福祉教育(学習)をおこなう活動と全世代を対象に生涯学習の視点を大切に、地域を基盤とする活動です。

(参考:「福祉教育すいしんのために『福祉教育の展開と地域福祉活動の推進』」)

④心配ごと相談所

住民の生活に関する初期相談の窓口として、社協が開設し、民生委員児童委員とともに運営しています。

⑤地域福祉センター(福祉センター愛の郷・いきいきセンター)

愛荘町では、地域住民の福祉ニーズに応じた各種の福祉サービス、福祉情報の提供等を総合的に行い住民の福祉の増進および福祉意識の高揚を図るための施設として、福祉センター愛の郷・ラポール秦荘いきいきセンターが設置されています。

⑥わんぱくひろば

福祉センター愛の郷にて、毎週3回月・水・木曜日に子どもの健やかな成長と、地域全体での子育てを願って、町行政より委託を受けて社協が開催している子育て広場です。

⑦福祉見守りマップ

一人暮らしの高齢者や障がい者等を対象として、災害時における安否確認や見守り訪問等が自治会内・関係機関等で適切におこなえるよう、要援護者台帳及び安否確認用住宅地図に作成し、関係者・機関で話し合い作成していく活動です。

⑧あったか弁当・ふれあい弁当訪問事業

一人暮らし・高齢者のみ世帯等を対象に手作りのお弁当を配食しておこなう見守り活動で、社協が住民参加型活動として実施しています。

⑨福祉推進委員

地域福祉活動への理解を深め、活動の中心的な担い手として地域の福祉力を高め、また住民に身近な立場でニーズの早期発見・課題解決・連絡調整をおこなうために自治会ごとに社協が設置しています。

⑩ボランティア

ボランティアという言葉には、もともと「自由意志」や「自ら進んで行動する」という意味があります。そこから、ボランティア活動を「自発的におこなう社会活動、地域活動」ととらえ、様々な分野

で多くの人が活動をされています。

阪神淡路大震災以降、ボランティア活動に対する意識や考え方も変わり、従来の「奉仕活動」から「誰でもできる身近な活動」として定着しつつあります。

活動の内容も福祉分野だけでなく文化・環境・災害等と多岐にわたっています。

⑪ ボランティアセンター

ボランティアの裾野拡大、活性化のための業務をおこなうセンターであり、社協に設置しています。主な取り組みには、相談、情報収集と発信・広報誌の発行、学習の場の提供をしています。

⑫ ボランティアコーディネーター

ボランティア業務をおこなう専門職で、ボランティア活動をおこないたい人とボランティアの応援を受けたい人や組織へつなぐほか、活動やグループ運営へのアドバイス、活動者やリーダーの養成などを主たる業務としています。

⑬ 災害ボランティアセンター

被災者支援と被災地復興のために活動するボランティアと支援を受けたい被災者を調整し、つなぐ機関で、総合案内、困りごとの集約、情報収集・発信などの役割があります。

⑭ 民生委員児童委員、主任児童委員

民生委員は、厚生労働大臣から委嘱され、地域において常に住民の立場に立って相談に応じ必要な援助を行い社会福祉の増進に努めます。

また、児童委員は、地域の子どもたちが元気に安心して暮らせるように、子どもたちを見守り、子育ての不安等の心配ごとなどの相談・支援等を行います。

さらに主任児童委員は、児童に関することを専門的に担当します。

(参考：厚生労働省 HP より)

⑮ 社協 パートナーミーティング

愛荘町社協の事務局職員と民生委員児童委員が、地域での福祉活動について意見交換や検討をする場として開催しています。

⑯ コミュニティーワーカー

地域の生活課題、福祉課題を地域住民や当事者自らが解決できるように組織化を図り、学習や出会いの場、協議の場を設定しながら一人の問題をみんなの問題として行動していく援助過程およびその方法をコミュニティワーク(地域支援)といいます。これらの手法を用いて支援するのがコミュニティワーカーといいます。

資料編

愛荘町住民福祉意識調査について

【調査概要について】

◆調査対象

- ・愛荘町内に居住する16歳以上の男女とする。
 - *対象者は基本として、各家庭の中で地域との関わり（町や自治会の会議や行事に参加される方・地域で人との関わりを持つ方等）を持たれている方、もしくは持つと考えられる方。

◆調査方法

- ・各戸に調査票を配付する。
- ・配付回収については、自治会ごとに調査協力員を依頼し手渡しでおこなう。
- ・調査協力員としては、愛荘町福祉推進委員・社協役員に依頼する。ただし、世帯数の多い自治会については、民生委員児童委員等へも依頼する。
- ・配布先については、調査対象に基づき各自治会の調査協力員の判断により選定する。

◆調査事項

- ・調査項目は次のとおりとする。
 - ①基本情報に関すること
 - ②相談に関すること
 - ③自治会での活動に関すること
 - ④ボランティアに関すること
 - ⑤情報の把握に関すること
 - ⑥社会福祉協議会に関すること

◆調査対象数

- ・調査対象数は、1,000戸（最大2,000人）とする。
 - *調査票は、一戸あたり2部配付する。（単身世帯へは、1部の配付。）

◆抽出方法

- ・各自治会均等に戸数割合を出し配付する。
 - *戸数の多い自治会・少ない自治会については調整をする。

◆調査期間

- ・平成20年1月16日 から 平成20年1月31日

◆その他

- ・自治会に未加入の世帯については、社協事務局にて対応する。

【調査実施について】

各自治会より調査協力員として福祉推進委員・民生委員児童委員・社協理事などに協力していただき、無作為で調査票の配付回収を行っていただいた。

（調査協力員説明会）

- | | |
|-----------|-------------|
| ★愛知川小学校区 | 平成19年12月17日 |
| ★愛知川東小学校区 | 平成19年12月18日 |
| ★秦荘西小学校区 | 平成19年12月19日 |
| ★秦荘東小学校区 | 平成19年12月20日 |

【調査結果分析について】

集計結果が出たものについて、事務局で「気になること」を抽出し、「気になること」について事務局職員で集計結果をもとに考え、その考えたことについて、調査作業・分析チームメンバーより現状や普段から感じられることなどの助言をいただき、分析を行いました。

- | | |
|------|-------------|
| ★第1回 | 平成20年11月 4日 |
| ★第2回 | 平成20年12月12日 |
| ★第3回 | 平成21年 1月26日 |
| ★第4回 | 平成21年 2月26日 |
| ★第5回 | 平成21年 3月23日 |

◆福祉意識調査からみえてきたこと

意識調査から集計した結果から、「気になったこと」を住民さんが参画したチームでの分析から次のことがみえてきました。「みなさんで考えてほしいこと」は、地域の話合いで考えていただけたらと思います。

①困ったことがあったときに誰に相談するの？	
調査結果からわかったこと	<ul style="list-style-type: none"> ・困りごとの内容によって、相談する相手はさまざまであった。 ①家族の誰かが病気や介護状態になったとき 家族(29.6%)・親族(19.3%)・役場(13.5%)・社協(9.0%)の回答が多い。 ②子どもや孫のしつけ、養育 家族(36.0%)・友人、知人(16.1%)・親戚(13.3%)・保育所、幼稚園、学校(8.2%)の回答が多い。 ③オレオレ詐欺や悪質な訪問販売等にだまされた 家族(37.7%)・親戚(12.4%)・友人、知人(11.2%)・町内で開催されている相談所(11.2%)の回答が多い。 ④社会の仕組み(年金や健康保険、金融制度)がわからない 字、自治会役員(30.9%)・その他(25.8%)・社協(11.8%)の回答が多い。 ⑤ご近所のトラブル(騒音・土地境界など)について 家族(25.0%)・字、自治会役員(16.1%)・役場(15.6%)・近所の方(11.1%)の回答が多い。
みえてきた課題	・困りごとがあったときに相談するところがない(思いつかない)人達は、どこへ相談をしたらいいのだろうか。
社協で取り組むこと、実施しているもの	・総合相談事業として、職員による相談と民生委員児童委員などを相談員として心配ごと相談所を実施している。
みなさんで考えてほしいこと	身近なところで困りごとを聞けるような場づくりをするにはどうしたらよいのでしょうか。

②自治会活動で一番解決してほしい課題は？	
調査結果からわかったこと	<ul style="list-style-type: none"> ・「出役が多い」と「よくわからない」の回答が多かった。 ①「出役が多い」 ・40歳代・50歳代が回答する割合が多い(40歳代 44.1%・50歳代 37.7%)。 ・設問11の自治会活動参加状況を着目すると、活動へ参加する頻度が高いほど、回答者が多い。 ②「よくわからない」 ・20歳未満・20歳代・30歳代が回答する割合が多い(20歳未満 58.8%・20歳代 38.8%・30歳代 29.2%)。 ・男性(32%)よりも女性(66%)の回答が多かった。 ・設問11の自治会活動参加状況を着目すると、活動へ参加する頻度が低いほど回答者が多い。
みえてきた課題	<ul style="list-style-type: none"> ・自治会活動に参加することが少ないと地域の課題がよくわからないのではないか。 ・地域の困りごとに地域住民が取り組むようにしていくためには、まず色々な人に地域の活動へ参加してもらうことが大切ではないか。
社協で取り組むこと、実施しているもの	<ul style="list-style-type: none"> ・「ふれあいサロン」などの地域の活動に対して支援することにより、活動提案をしている。 ・福祉推進委員を設置することにより、地域福祉活動のきっかけづくりをしている。 ・中学校区ごとに地域活動支援担当者を設置し、活動上の相談に応じていくようにしている。
みなさんで考えてほしいこと	自治会活動にみんなが参加するためには、どうすればよいのでしょうか。

③“ボランティア活動”のイメージは？	
調査結果からわかったこと	・「奉仕活動(30.8%)・無償の活動(17.5%)・人助け(13.7%)」との回答が多かった。
みえてきた課題	・ボランティアに関して、奉仕活動のイメージが強く、様々な活動があることを理解されにくい状況にある。 ・ボランティアには多種多様なものがあるというイメージができるように広めていくことが必要だ。
社協で取り組むこと、実施しているもの	・ふれあいサロンや福祉推進委員会議・社協広報等で住民への啓発をする。また、子どもたちへも福祉学習の中でボランティア活動についての理解を深めてもらう。 ・ボランティア活動には、福祉、環境、生きがい活動等、多種多様な形があることを住民の皆様に周知し、幅広い活動・新しい活動をコーディネートしていく。
みなさんで考えてほしいこと	ボランティア活動ってどんな活動があるのでしょうか。みなさんの地域を見渡して探してみましょう。

④住民さんはどこへ気軽に集まるの？ それは、どのような機会？	
調査結果からわかったこと	・集まる場所としては、自治会の公民館(35.9%)が一番多い回答であった。 しかしながら、「近隣の個人の家(12.0%)・町施設(11.0%)・神社、お寺(11.4%)」にも回答があり、多様な場所に集まる場所があることがわかる。 ・集まる機会としては、「自治会主催行事(27.7%)・町主催行事(12.7%)・近所の集まり(13.1%)・役員会(13.5%)」が多かった。
みえてきた課題	・集まる場所が、「特にない」と回答された方も多いように(12.6%)考えられる。これは、集まりたくないのか、集まりたくても行く場所がないのかを探る必要がある。 ・「集まる機会」は誰がつくっているのだろうか検討していきたい。 ・居住年数が長いほど集まる機会が多かった。他地域から引っ越してこられた方等の集まる場所や機会はあるのだろうか。 ・地域の集まり以外に様々な人が集まれる機会や拠点は充実しているのだろうか。 ・自治会活動に参加することが少ないと地域の課題がよくわからないのではないのか。 ・地域の困りごとに地域住民が取り組むようにしていくためには、まず色々な人に地域の活動へ参加してもらうことが大切ではないか。
社協で取り組むこと、実施しているもの	・地域住民が利用できる福祉センター愛の郷・いきいきセンター等の利用促進を図る。 ・地域での居場所づくりとしては、ふれあいサロンや子育て支援事業を中心に、だれもが気軽に集まれる場所や機会作りの実施及び支援している。 しかし、まだまだ高齢者中心の支援ばかりであり、地域のニーズにあった事業や支援活動を行う必要がある。
みなさんで考えてほしいこと	《1》 みんなが集まる場所は、子どもから高齢者まで、誰もが利用しやすい場所でしょうか。 《2》 新しい住民の方や様々な年齢の方が、集まれる場所や機会があるのでしょうか。

⑤“福祉”の情報はどこから得ているの？	
調査結果からわかったこと	・「役場の広報紙」(23.9%)、「社協の広報紙」(20.9%)、「テレビや新聞、ラジオ」(19.3%)、「友人や近隣住民」(8.2%)の順で回答が多かった。
みえてきた課題	・広報媒体が上手く活用できているのだろうか。 ・「広報」や「テレビ」などのメディアが使えない方にはどのようにしたらよいのだろうか。
社協で取り組むこと、実施しているもの	・社協「あいしょう」(広報紙)の発行 ・新聞やテレビ、ラジオのマスメディアを活用する。
みなさんで考えてほしいこと	誰もが情報を得られることができるように地域でできることはないでしょうか。

社協パートナーミーティングからのご意見

テーマ：①担当地域で何とかしたい福祉課題 ②何とかしたいことは、どのようにしたら解決できそうか？③解決するためには、誰が必要か？

■①担当地域で何とかしたい福祉課題 ②何とかしたいことは、どのようにしたら解決できそうか？について

○サロンについて

- ・食事なし…を考えてはどうか
- ・毎回食事…今後どこまで出来るか心配
- ・本来のサロンの在り方を社協より指導をもらい字の活性化に活かしたい
(ボランティアが減るばかり)
- ・サロンのレクの指導者がいない
- ・サロンのボランティアがいない
- ・男性の参加者が少ない
- ・参加の対象の方が多くても、来てくださる方は一定になっている
- ・一律のサロンではなく、出会いたがらない方に対して、小グループの小さなサロン(他集落にまたがっていないが必要)
- ・サロンへつなげる福祉委員を選ぶのに困っている
- ・区長の方から家庭の方へ参加をうながすきっかけを作ってはどうか

○民生委員活動

- ・各戸訪問時、何か資料がほしい
- ・戸数が多く、民生委員を増やしてほしい
- ・戸数が増大になると実態把握に疑問視してしまう
- ・一人暮らし老人：診察拒否等の老人に対する見守り
- ・役場から色々の連絡がほしい
- ・独居世帯への訪問にキッカケづくりの方策が必要
- ・住宅団地入居者の数と居住人の確認
- ・民生委員の職務がしんどい
- ・民生委員の本当の仕事って何？
- ・何かしなければと思っているが、何をするのか解らない
- ・何か目的がないと訪問しづらい。行政等と連動した活動が必要
- ・人間とは知られたくないと思っている反面、自分のことを知って欲しいと思っている

○地域の理解

- ・子どもの(わかりにくい)障害が理解されない
- ・障害者対応と情報・支援
(障害の子どもといじめ、ろう話者・精神障害の支援)
- ・認知症に対する理解が得られない
(家族・近隣、家族に勇気)
- ・認知症の学習機会
(家庭内の意識差、自分の親を認められない状況)
- ・法的支援に頼る人、頼らない人の差
(相互の理解不足)

○高齢者の買い物

- ・買い物するお店が近くにない
- ・高齢者の外出支援→買い物・病院等が便利に
- ・弱者への支援・援助について
- ・高齢者が2人暮らしをしているが、買い物に困る
(近所に子どもがいるが働いているので限りがある)
- ・一人暮らし高齢者の方で息子が働いており、夕食に困る時がある

○支援のはざま

- ・所得の少ない家庭の集落活動での支援対策

○地域のふれあい

- ・隣近所の顔が見えない日が多い
- ・女性会がなくなり寂しい
(敬老会なども)
- ・高齢者と若い人との話し合いの場をつくれたら
- ・ひとり暮らしの方の困った時等の話を聞く場所を作れたら
- ・井戸端会議の重要性。誰かと情報がつながっていると良いが、一人ぼっちになっていると危険

○若者の定着

- ・若者の転出(世帯を外で持つ)
- ・現在はまだ問題はないが、先行き・孤立していきそうな家が何軒もある
- ・若い方が結婚されてもあまり同居されない
- ・若者は定着しているが、若者のみが参加できるイベントの企画
- ・集落における町づくり事業のマンネリ化

○貴方は誰？(アパート・マンション)

- ・アパートに入居された方の名前と年齢を知りたい
- ・アパートの住民の家族の名前を教えてください
- ・字在住の家族に対する氏名等の確認
- ・マンション、アパートの住民の把握は困難
- ・アパートの個別訪問はどのようにしていけば良いのか

○高齢者・障がい者の見守り

- ・高齢者の一人暮らしの方が多くなってきていて、体調が悪くなられた時などが心配
- ・一人暮らしや高齢者世帯への訪問をしないといけないのだが、多いということやちょっと訪問しにくいといったこともあり、なかなかできない。見守りがほしい
- ・聴力障害の方とのコミュニケーション

○虐待

- ・老人の虐待かなと思われる言動を見ることがある（高齢者と息子の生活、言語）
- ・虐待の恐れがある家庭への関わり
- ・全員（家族）が障害をもっている家庭のかかわり方

○少子高齢化

- ・旧字住宅→子どもがいない
- ・老人会の人数が急増しているの見直しをする必要性を感じる

○行政との共有

- ・新旧混在の住宅地なので新しい住宅・アパートの住民の名簿が解らないので何とかならないか。相談になりたい人がおられるように思う
- ・住民の動きが解らない
- ・個人情報の問題（住民の動きが解らない 転入・転出）
- ・転出・転入の方の情報（世帯票が不完全）
- ・個人のプライバシーの共有
- ・個人情報の関係で本当のデータが解らない
- ・自分で知っている情報と他の人・行政機関が知っている情報とのネットワークづくり（行政・ケアマネージャー等）

○福祉情報の共有

- ・区長と民生委員は密接なつながりがある方が良い
- ・担当地域の情報が入りにくい。自分が孤立しているのではないかという不安がある→民生委員の孤立
- ・情報は字によって区長と共有する方が良い
- ・地域の情報がなかなか入ってこない
- ・地域で民生委員児童委員として活動に参加できていない

○自治会との共有

- ・自治会役員との連携

○組織づくり

- ・女性会が無くなり、地域との女性のつながりが希薄になってきた→身近な会話が少ない（地域での女性のつながりの大きさ）
- ・集落の老人会に入会しない人が増えてきた

○仲間たちに

- ・ニュータウンとの交流が希薄なので活動の多くを望めない
- ・行事に子どもは出て来るが、親が出て来ないので役員が困る
- ・新住民は行事の参加率が少ない

○病院が欲しい

- ・町内総合医療病院（他の市町村に多くの方が通院しているから）

○高齢者の居場所

- ・1人暮らしの方で足腰が不自由で頭は比較的しっかりしておられる方→日常楽しく過ごせる場所を作る

○横のつながり

- ・ケアマネージャーさんとの関わりについて（ケアマネ+民生委員+社協+行政の横のつながりを明確化）
- ・字でいきいきサロンを年4回行なっているが、出席者が少ない
- ・サロンの出し物に毎回四苦八苦している。社協で教えてほしい

○頑張る社協

- ・字のサロンに社協の宣伝（社協はこのように活動している事を宣伝されたらどうか）

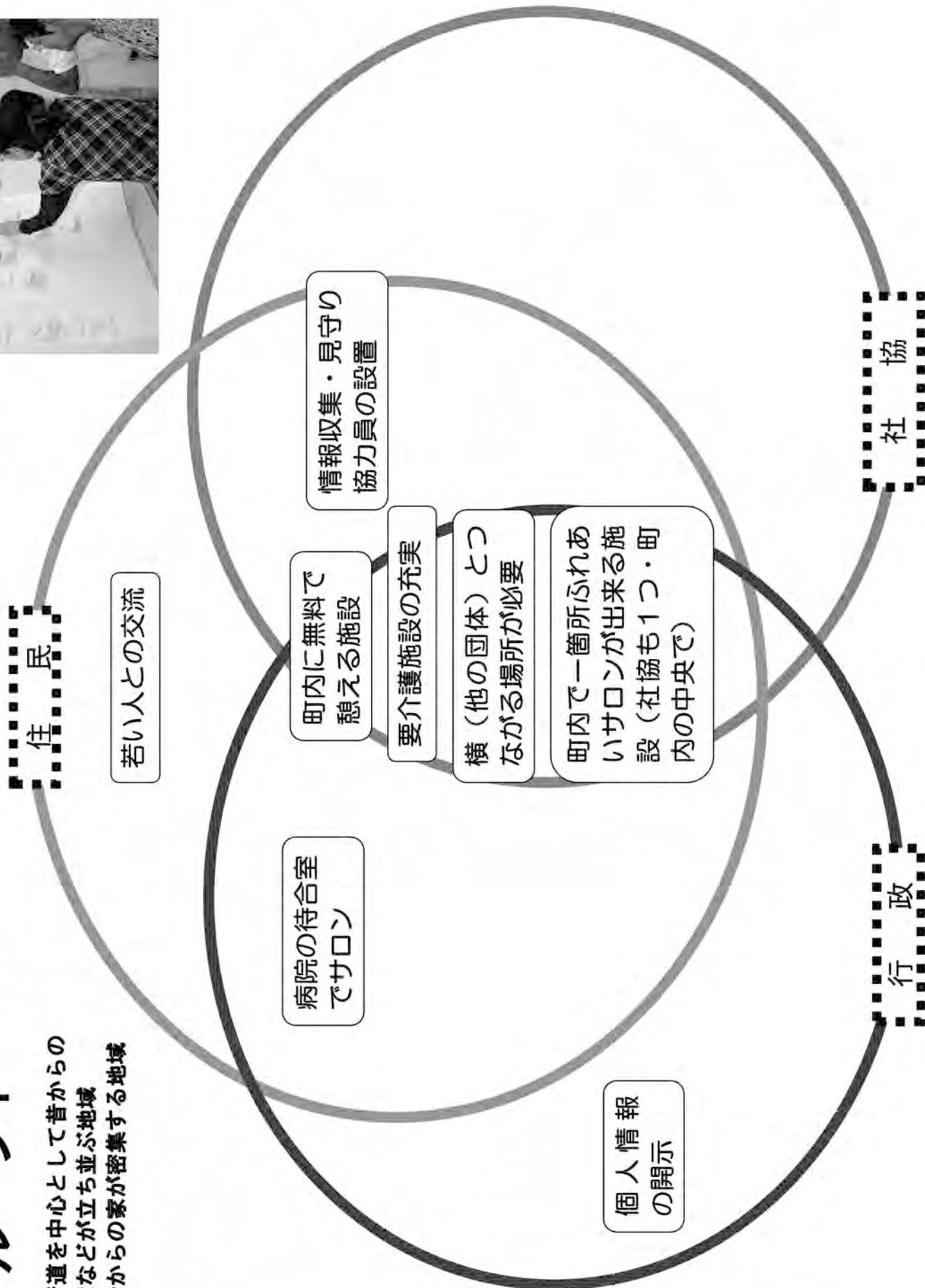
○社協に期待していること

- ・個人情報の開示をしてほしい
- ・見守りボランティアの充実
- ・社協の役割（仕事内容）をもっと住民にわかる様にしてほしい
- ・区として福祉推進委員さんがおられますが社協に協力して社協を活発にできるよう活動を元気づけてほしい。目的、役割を規則等で（バックアップ）位置づけしたらどうかと思う
- ・行政は社会背景によって変わっていくのであまり信頼できないし、制度化に手間取って頼れないその点、最近の社協に感じることは、地域福祉への姿勢にとっても好感が持てる。何かの要望も社協なら何とか考えて実施してくれるのではないかと期待が持てる。この姿勢を民児協でももっと深く理解されるべきだと思う
- ・これからも福祉の分野でのボランティア等の養成活動を強化して、住みよい町づくりを進めてほしいと思う
- ・福祉推進員のあり方→名前だけの推進員になっていないか
- ・訪問ヘルパーの増員を→休みがとれないようだが
- ・秦荘事務所の活性化
- ・民生委員による心配ごと相談は現実に必要か？社協で受けられると思うが
- ・より信頼される社協を目指して各々の情報収集と情報提供を
- ・募金の集金を民生委員が行なうのはどうかと思う
- ・やすらぎにお世話になっている人、又愛の郷でデイサービスを受けている人の状態を教えて頂ければ参考になる
- ・社協活動を住民が十分理解されるための広報活動の充実
- ・住民目線の仕事で頑張ってください
- ・社協の活動のトータルな内容を知る機会が少ない民生委員定例会で身近な愛荘町の動きの情報を提供して欲しい



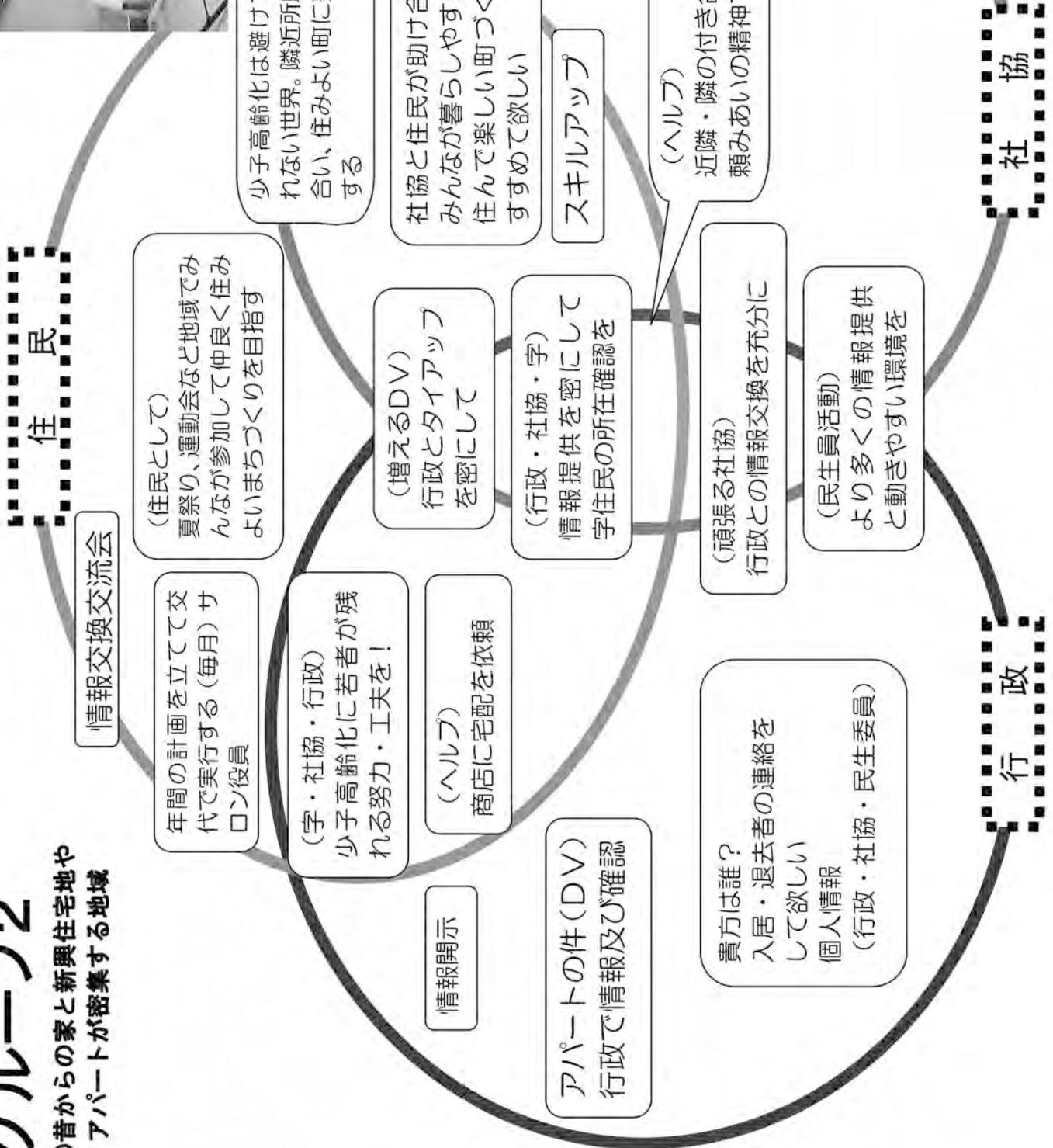
グループ1

- ◎ 街道を中心として昔からの家などが立ち並ぶ地域
- ◎ 昔からの家が密集する地域



グループ2

◎昔からの家と新興住宅地や
アパートが密集する地域

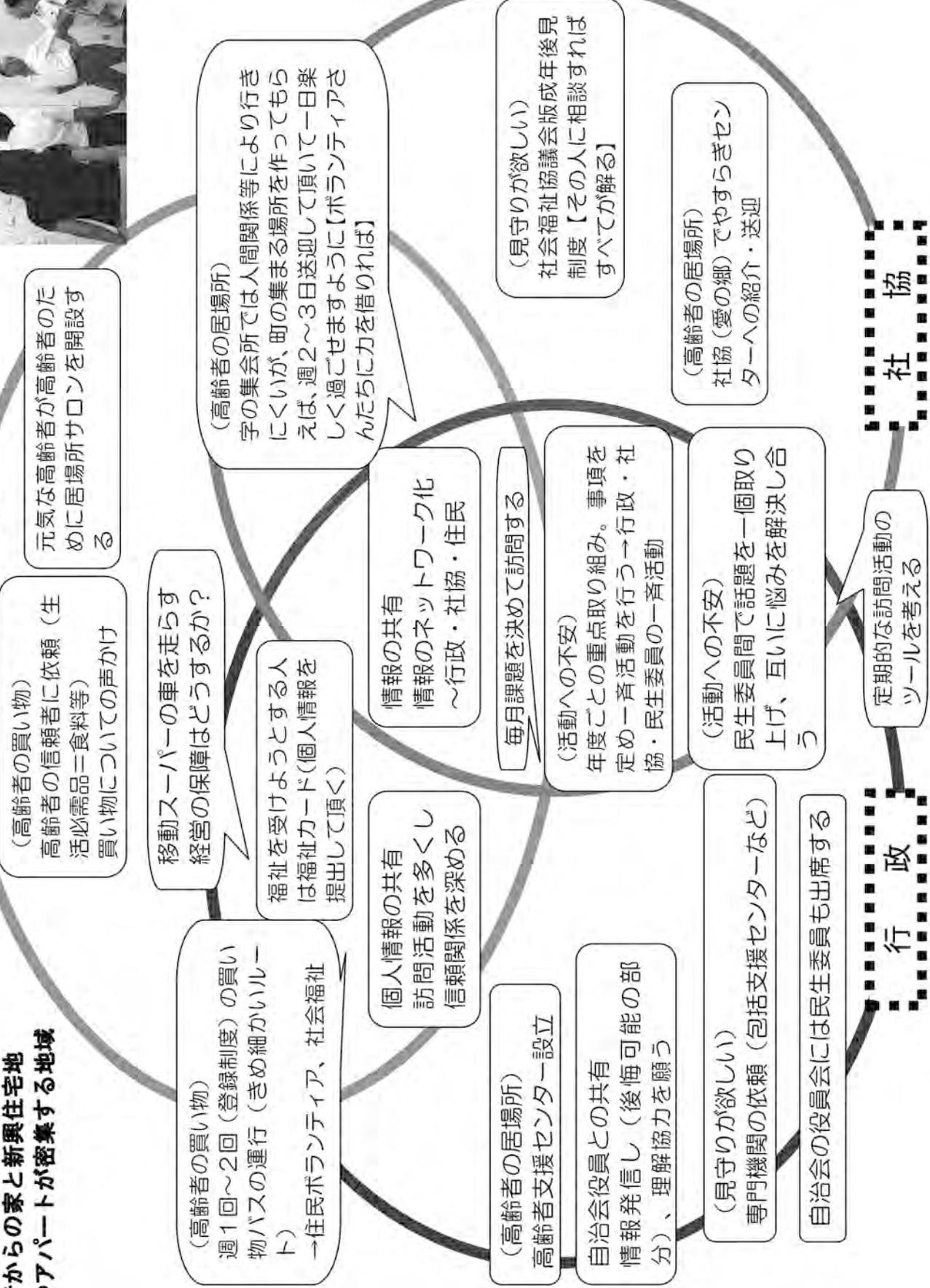




グループ3

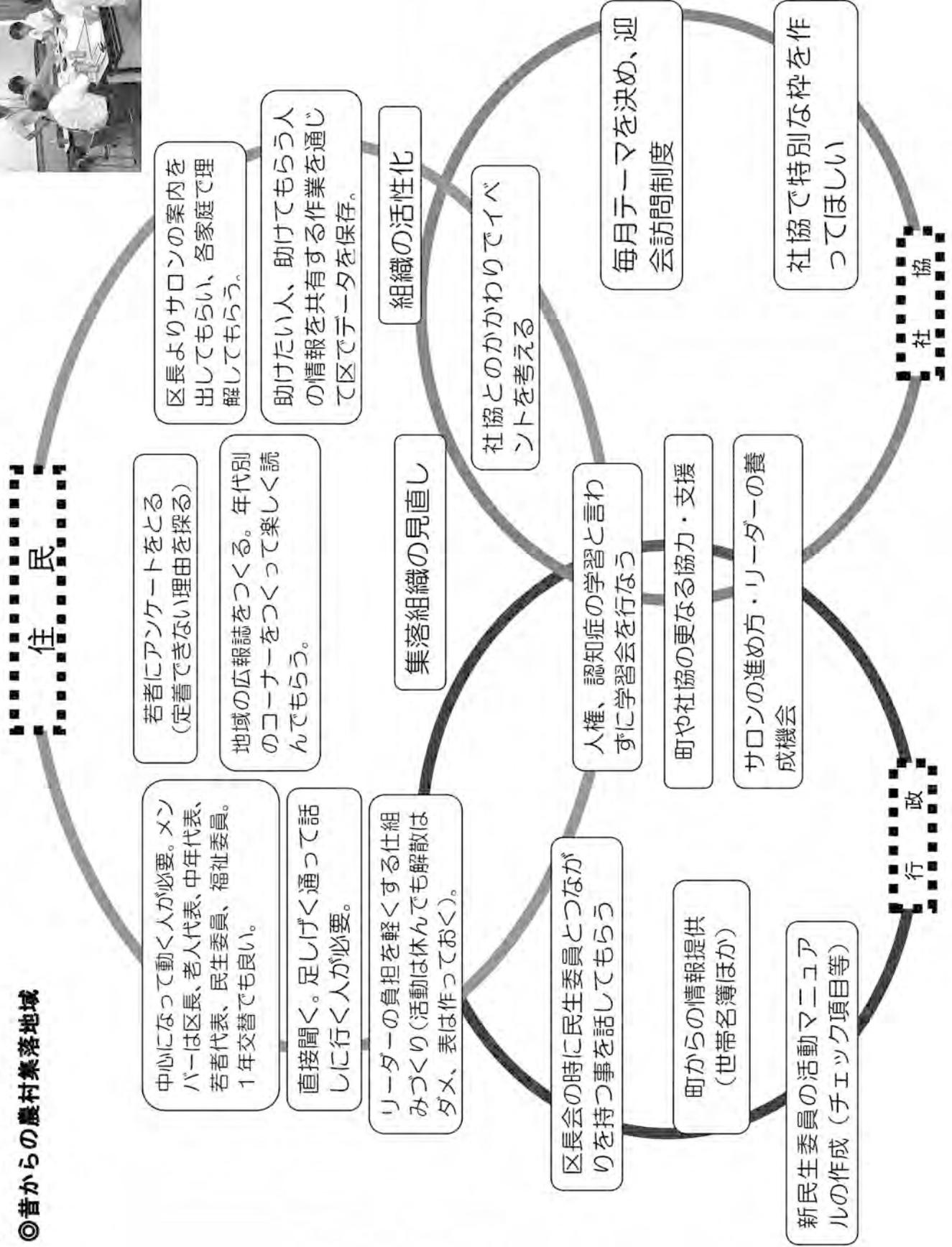
◎昔からの家と新興住宅地
やアパートが密集する地域

住 民



グループ4

◎昔からの農村集落地域



できること戦略会議での意見①

テーマ：社協らしさとは？

○信用がある

- ・住民からの信頼
- ・信頼されているサービス

○すべての町民に対応

- ・福祉業務をやっているところ
- ・全般的な福祉に対応する
- ・子供から高齢者まで関われる機関・組織
- ・すべての住民を対象としている

○柔軟な活動ができる

- ・行政でやれないことをやる
- ・行政や他機関等で行わないことにも目を向け活動していく
- ・行政の下請けでは無いが行政にできない福祉の推進

○何かにつながる

- ・住民さんとのつながりのパイプ役
- ・人と人のコーディネート
- ・住民と行政をつなぐ

○各福祉の専門職がいる

- ・福祉の専門家が集まる所
- ・福祉の拠点となるような活動を行っている

○福祉を考える場づくり

- ・住民を交えて福祉を考える
- ・認知症、身体障害者などへの偏見をなくすための啓蒙活動(学習会)
- ・住民の福祉力を高める意識
- ・住民(困っている人)の自立を助長する

○住民主体の福祉活動の推進

- ・ボランティアさん、民生委員さん、ご近所さんなどを巻き込んで福祉サービスを進める

○公共的民間活動

- ・公的なイメージであるが民間?
- ・公的でもあり、民間的でもある

○対価を求めない福祉のサービス

- ・非営利組織
- ・営利は追求せず、住民のことを考えてサービスを行う(赤字はしないが…)
- ・法令を遵守し、他の事業所の模範となるようなサービスを行う

○町民の幸せを考える

- ・生活を見守る
- ・弱者に目を向ける
- ・生活困窮者を助ける
- ・福祉の担い手
- ・地域福祉推進
- ・全ての住民が幸せと感じる場づくりをする

○黒子的な役割

- ・黒子の動き

できること戦略会議とは？

社協活動にかかる戦略として、社会福祉協議会が展開する取り組みを住民へみえる形にしていくために、複数年度にかかる活動を計画策定するための会議

○話を聞いてもらえる場所

- ・住民さんが福祉に関して相談できる所
- ・住民の思いをわかるところ
- ・ノーマルと言わない。まずは話を聞く
- ・施策のはざまの人を助けるところ
- ・相談の窓口一つなき役

○ボランティアの中心

- ・ボランティア活動の中心
- ・ボランティア活動育成
- ・ボランティアさんの育成
- ・ボランティアを調整できる
- ・ボランティアさんがボランティアをしやすいように環境を整える

○福祉サービスの開拓

- ・ニーズに合った細やかな事業展開
- ・新しいサービスを生み出し、行政に働きかける(行政がのぞむサービス)

○その他

- ・先導していくことと後方支援
- ・地域との関わり
- ・人と地域のためのつながり
- ・つながり 利用者個人→周辺へ
- ・地域力
- ・住民
- ・密着
- ・出会い
- ・参加
- ・寄り添う
- ・何でもOK
- ・柔軟
- ・行政
- ・事業の連携
- ・チーム
- ・団結力
- ・権利擁護事業
- ・役場とのつながり
- ・役場と勘違いされている?
- ・民生委員
- ・インフォーマルとフォーマル
- ・寄付
- ・情報提供
- ・ボランティアセンター
- ・地域の接着剤
- ・幅広い世代に対応
- ・話し合う場
- ・集える場
- ・ボランティア
- ・仲間づくり
- ・プラットフォーム
- ・すべての方々(住民さん)が他人じゃない
- ・自立支援(生きがいデイ)
- ・信頼を受け、町民の幸せを考える公共的民間活動集団又は組織
- ・困った時のとりあえず窓口
- ・断らない(受け止める)
- ・地域と福祉のプロパーがいる



社協らしさとは？(図) グループ1

信用がある

- ・住民からの信頼
- ・信頼されているサービス

信頼を受け、町民の幸せを考える
公共的民間活動集団又は組織

何かにつながる

- ・住民さんとのつながりのハイブリッド
- ・人と人とのコーディネート
- ・住民と行政をつなぐ

すべての町民
に対応

- ・福祉業務をやっているところ
- ・全般的な福祉に対応する
- ・子供から高齢者まで関わられる機関・組織
- ・すべての住民を対象としている

各福祉の専門職がいる

- ・福祉の専門家が集まる所
- ・福祉の拠点となるような活動を行っている

柔軟な活動ができる

- ・行政でやれないことをやる
- ・行政や他機関等で行わないことにも目を向け活動していく
- ・行政の下請けでは無いが行政にできない福祉の推進

対価を求めない
福祉のサービス

- ・非営利組織
- ・営利は追求せず、住民のこころを考慮してサービスを行う(赤字はしないが...)
- ・法令を遵守し、他の事業所の模範となるようなサービスを行う

福祉を考える場作り

- ・住民を交えて福祉を考える
- ・認知症、身体障害者などへの偏見をなくするための啓蒙活動(学習会)
- ・住民の福祉力を高める意識
- ・住民(困っている人)の自立を助長する

住民主体の福祉
活動の推進

- ・ボランティアさん、民生委員さん、ご近所さんなどを巻き込んで福祉サービスを進める

町民の幸せを考える

- ・生活を見守る
- ・弱者に目を向ける
- ・生活困窮者を助ける
- ・福祉の担い手
- ・地域福祉推進
- ・全ての住民が幸せと感じる場づくりをする

福祉サービスの開拓

- ・ニーズに合った細やかな事業展開
- ・新しいサービスを生み出し、行政に働きかける(行政がのぞむサービス)

ボランティアの中心

- ・ボランティア活動の中心
- ・ボランティア活動育成
- ・ボランティアさんの育成
- ・ボランティアを調整できる
- ・ボランティアさんがボランティアをしやすいように環境を整える

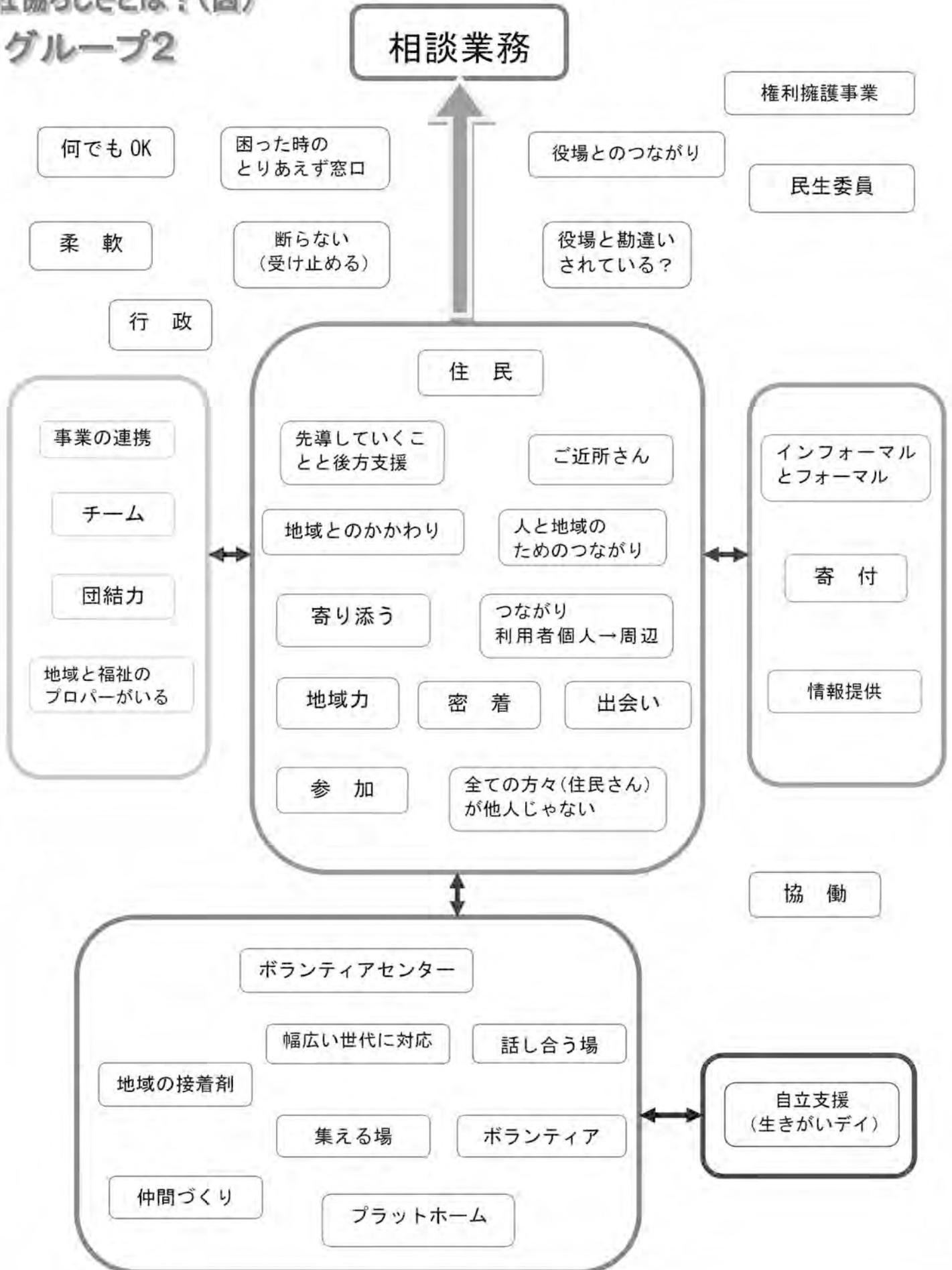
黒子的な役割

- ・黒子の動き

話を聞いてもらえる所

- ・住民さんが福祉に関して相談できる所
- ・住民の思いをわかる所
- ・ノーと言わない。まずは話を聞く
- ・施策のはざまの人を助ける所
- ・相談の窓口→つながり役

社協らしさとは？(図) グループ2



できること戦略会議での意見②

テーマ：「社協に期待していること、しなければならないこと」からできることを考える

○ボランティアの養成

- ・いきいきサロンの運営にボランティアをつなげる
- ・ボランティア活動の育成
- ・近隣見守り活動
- ・災害時における生活支援のためのボランティアの養成
- ・頼まれればできる人たちの活用
- ・見守りボランティア活動の開拓・推進。(弁当配達時の見守り、民生委員さんの訪問、老ク友愛活動などの活性化と新たな見守り、活動の開拓)
- ・ボランティアさんが参加できる清掃活動の機会をつくる
- ・各字の子供会、老人会などに働きかけ、花一杯活動などを支援する

○地域での取り組み

- ・集落間の連携、情報交換
- ・民生委員さんと自治会の連携
- ・地域課題の立案
- ・自治会（区長）を中心に福祉のまとめ役、協力員をつくる
- ・住民の社協へのかかわりを深める事業の実施方策
地域に入り込む方法
- ・話し合いの取りまとめ
- ・コーディネーター
- ・話せる場の設置
- ・集落同士の情報交換会の場を社協が仕掛ける

○人づくり

- ・最後までつき合う。職員体制・スキル
- ・小学生への福祉教育（学習会・交流会など）
- ・福祉人材の育成
- ・ヘルパー2級講座
- ・視覚障害者移動支援者（ガイドヘルプ）講座など社協が取り組み育成する
- ・節度ある、おせっかい役（人）をつくる
- ・担い手の研修・民生委員さん、ボランティアさん、各々の研修計画を立てる
- ・認知症、高齢者虐待、身体、知的、精神障害者への偏見をなくすための啓蒙活動（学習会）

○孤立をさせない

- ・自治会活動への横断的な支援
- ・出掛ける場
- ・担い手・リーダー
- ・活動の担い手（協力してくれる人づくり）
- ・声掛け運動（あいさつ、安否確認第一）
- ・人材発掘
- ・何かをやりたいと思っている住民さんの思いを活動へつなげる取り組み
- ・サークルと地域
- ・声かけのローラー活動
- ・介護者支援（特に男性）
- ・生活支援のマップ作り
- ・高齢者への情報提供
- ・見守り活動の充実

○新住民・社協を知らない人との関わり

- ・社協の子育てサロンなどから新住民とのかかわりをつくる
- ・防犯にかかる取組。（子供連れ去り・悪徳業者）
- ・子育てサロンなどの子供関係の活動
- ・新しい住宅地の住民との関わり（イベント）

○やさしさを時代につなげる

- ・サークル間の交流
- ・ボランティアニーズ
- ・ボランティア活動へのメリット
- ・相手のありがとうの一声
- ・付加価値
- ・世代を越えた交流の場づくり
- ・身近な広報活動の考え方
- ・広報活動の充実
- ・高齢者の買い物支援
- ・食事（配色弁当）

○社協PR

- ・社協の活動のPR
- ・社協の役割、活動内容を住民に明確にする
- ・広報活動の充実
社協広報、ホームページ作成

○命（生活）が尊重される町

- ・職員が勉強する
- ・相談活動のベア化の徹底
- ・災害時における社協活動とボランティア活動

○社協事業

- ・子どもから高齢者まですべての住民を対象とする
- ・権利擁護事業
- ・相談業務
- ・総合相談
なんでも相談にのってもらえる場。スキルアップ
- ・生活困窮者を助けるための敷金の調達、働く場所の斡旋
- ・会費（取り扱い）一納入いただいた方と他の方との違い
- ・一人のためにみんなのためにどちらにも動ける社協。職員間の連携（会議の開催）

○その他

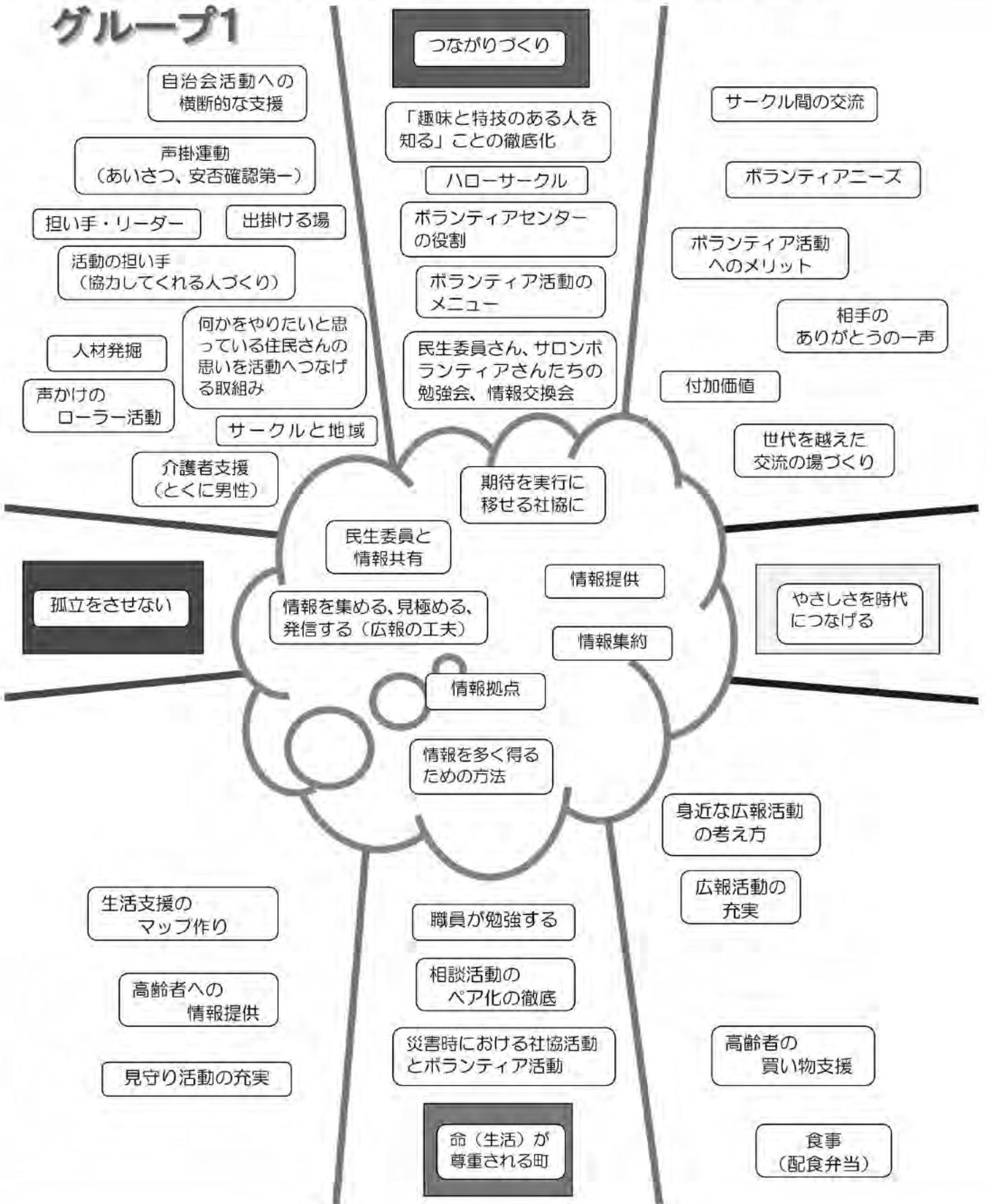
- ・期待を実行に移せる社協に
- ・民生委員と情報共有
- ・情報提供
- ・情報拠点
- ・情報を集める、見極める、発信する（広報の工夫）
- ・情報を多く得るための方法

○つながりづくり

- ・「趣味と特技のある人を知る」ことの徹底化
- ・ハローサークル
- ・ボランティアセンターの役割
- ・ボランティア活動のメニュー
- ・民生委員さん、サロンボランティアさんたちの勉強会、情報交換会

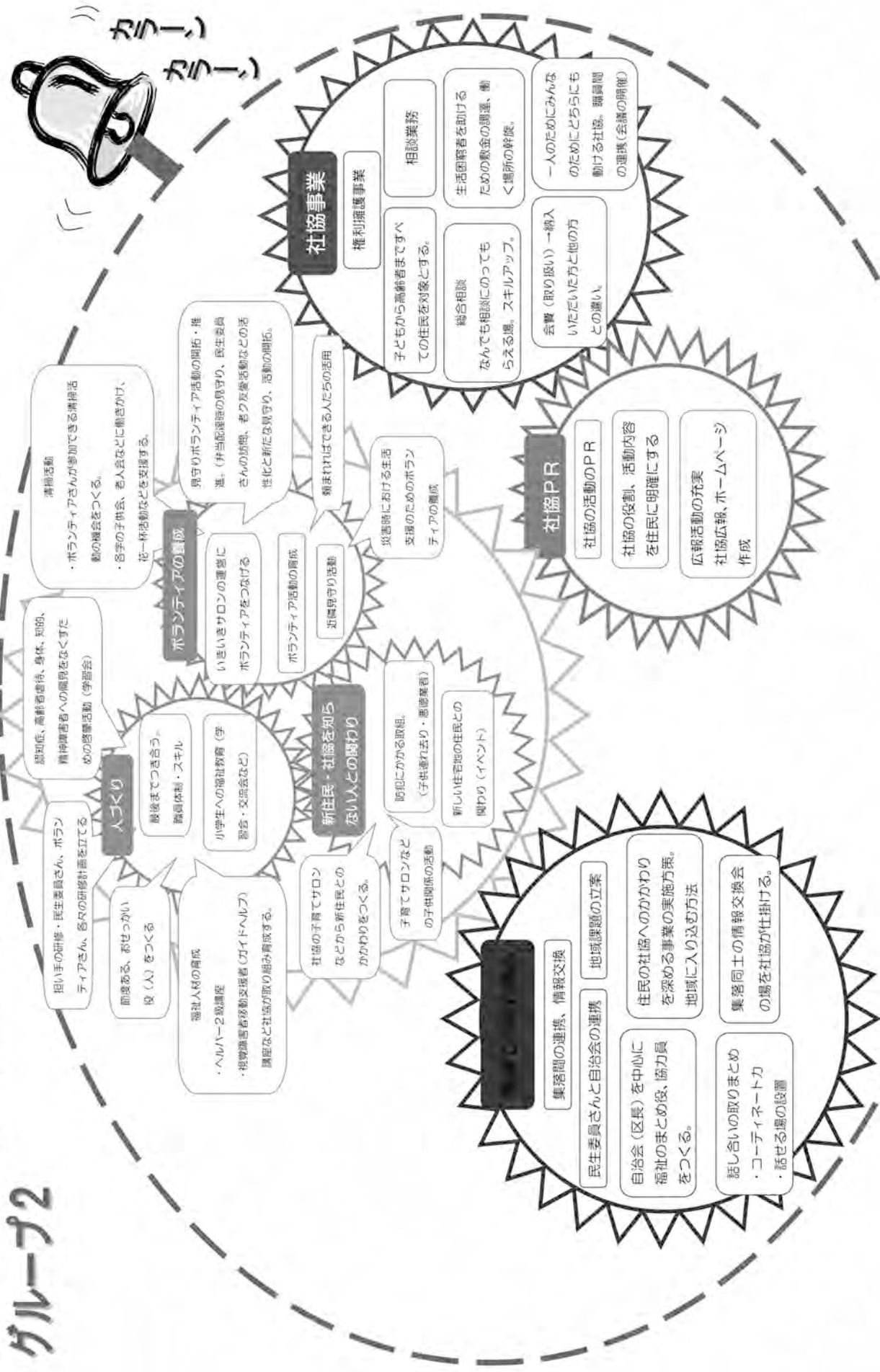
■「社協に期待していること、しなければいけないこと」からできることを考える(図)

グループ1



■「社協に期待していること、しなければいけないこと」からできることを考える(図)

グループ2



愛荘町地域福祉活動計画の策定経過

平成22年6月14日(月)	第1回できること戦略会議	・地域福祉活動計画の策定することに至った経緯について ・勉強会「地域福祉とは？」
7月12日(月)	第2回できること戦略会議	・住民福祉意識調査結果の概要について
7月28日(水)	第3回できること戦略会議	・町内の地域の特徴について
9月2日(木)	社協パートナーミーティング (1日目)	・民生委員とのワークショップ
9月2日(木)	第4回できること戦略会議	・「社協らしさ」を考える。
9月6日(月)	社協パートナーミーティング (2日目)	民生委員とのワークショップ
11月4日(木)	第5回できること戦略会議	・「社協へ期待されていること、しなければならないこと」からできることを考える。
12月16日(木)	第6回できること戦略会議	・活動テーマづくりの骨子案を作成づくりのためのワークショップ
平成23年3月4日(金)	第1回策定委員会	・委員長・副委員長の選任 ・活動計画を策定することに至った経過報告
3月22日(火)	第2回策定委員会	・事例発表 ・町内の現状報告
5月27日(金)	第3回策定委員会	・事例発表 ・活動の課題と今後の展望について
7月6日(水)	第1回作業委員会	・第1～3回策定委員会からの課題について、今後取り組むべきことをグループごとに話し合う。
7月20日(水)	第2回作業委員会	・パートナーミーティング、できること戦略会議からの課題について、今後取り組むべきことをグループごとに話し合う。
9月13日(火)	第3回作業委員会	・計画(骨子案)の検討
9月30日(金)	第4回策定委員会	・計画(素案)づくりまでの経過報告 ・計画(素案)について
10月31日(月)	第4回作業委員会	・計画(素案)について
11月16日(水)	第5回作業委員会	・「計画を職員として実現するために、ハードルとなっていること」について ・計画(案)について
11月29日(火)	第5回策定委員会	・計画(案)について ・計画を進めるにあたって

策定委員会まとめ

第1回策定委員会

- 地域福祉活動計画を策定することに至った経過報告
- 研修「地域福祉活動計画とは」



第2回策定委員会

- 事例発表
 - ・サロンの活動内容、展望について
 - ・字の活動内容、字誌について
- 町内の現状報告

☆ポイントご意見

- ・いきいきサロンの参加者をどう増やしていくか。
- ・災害が起こった際に字としてどう準備していくのか。

第3回策定委員会

- 事例発表
 - ・字での取り組み内容について
 - ・字の防災活動について
 - ・個人でのボランティア活動について
- 活動の課題と今後の展望について

☆ポイントご意見

- ・出前講座等で地域に社協職員が出てきてほしい。
- ・災害時のネットワークの構築。
- ・サロン、字同士の交流が必要

第4回策定委員会

- 地域福祉活動計画（素案）づくりまでの経過報告
- 愛荘町地域福祉活動計画（素案）について

☆ポイントご意見

- ・いつ頃から誰が誰とどのように活動を展開していくかを明確にする。
- ・情報の共有化をしていかないといけない。

第5回策定委員会

- 愛荘町地域福祉活動計画（案）について
- 愛荘町地域福祉活動計画を進めるにあたって

☆ポイントご意見

- ①地域住民等の参画について
- ②地域住民等との共有について
- ③社会福祉協議会の事業について

作業委員会まとめ



☆第1回作業委員会

- ・作業委員会の今後の流れ
- ・地域福祉活動計画（骨子案）について
- ・これまでの課題についての話し合い
- 策定委員会の課題などについて

☆第2回作業委員会

- ・これまでの課題についての話し合い
- パートナーミーティングでの課題について
- できること戦略会議での課題について

☆第3回作業委員会

- ・課題について話し合ってきたことの振り返り
- ・計画への位置付け（骨子案）の完成について

☆第4回作業委員会

- ・地域福祉活動計画（素案）について

☆第5回作業委員会

- ・「計画を職員として実現するために、ハードルと
なっていること」について
- ・地域福祉活動計画（案）について

愛荘町地域福祉活動計画策定委員会設置規程

(目的)

第1条 愛荘町地域福祉活動計画策定委員会（以下「委員会」という。）は、愛荘町における地域福祉の推進を図ることを目的として、愛荘町地域福祉活動計画（以下「活動計画」という。）を策定するために設置する。

(任務)

第2条 委員会は、第1条の目的を達成するため、次の任務を行う。

- (1) 活動計画の策定に必要な事項の審議
- (2) 活動計画の策定に必要な調査
- (3) その他必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、13名以内の委員をもって構成する。

2 委員会の委員は次の各号に掲げる者のうちから社会福祉法人愛荘町社会福祉協議会（以下「本会」という。）会長が委嘱する。

- (1) 住民（組織）の代表
- (2) 民生委員児童委員の代表
- (3) 行政機関の代表
- (4) 福祉関係者
- (5) 学識経験を有する者
- (6) 本会の役員
- (7) その他本会会長が必要と認めた者

(任期)

第4条 委員の任期は、活動計画策定が完了するまでとする。ただし、委員が欠けた場合は補欠委員を委嘱し、任期は前任者の残任期間とする。

(委員長および副委員長)

第5条 委員会に委員長および副委員長を置く。

- 2 委員長および副委員長は、委員の互選によりこれを選出する。
- 3 委員長は、会務を総括し、委員会を代表とする。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長が事故あるときはその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集する。ただし、委員会任期当初の会議は本会会長が招集する。

- 2 会議の議長は、委員長がこれにあたる。
- 3 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の関係者の出席および意見を求めることができる。

(作業委員会)

- 第7条 委員会に付議する案件の立案などの委員会を円滑な運営するために作業委員会を置く。
- 2 作業委員会の運営に必要な事項は、会長が別に定める。

(事務局)

- 第8条 委員会の事務局は、本会事務局に置く。
- 2 事務局の運営に必要な事項は、会長が別に定める。

(その他)

- 第9条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営などの必要な事項は委員長が定める。

附 則

- 1 この規程は、平成22年12月1日より施行する。

策定委員名簿

任期：平成23年3月4日～平成24年3月31日

(◎＝策定委員長 ○＝副委員長)

	所属名	氏名	備考
1	大谷大学准教授	志藤 修史	◎
2	愛荘町民生委員児童委員協議会	北川 勝利	○
3	愛荘町民生委員児童委員協議会	田邊 博史	
4	愛荘町福祉課	岡部 得晴	
5	愛荘町ボランティア協議会つむぎ	門田 崑代子	
6	特別養護老人ホームやまびこ	横瀬 光宏	
7	滋賀県社会福祉協議会	猪飼 立子	平成23年5月まで
		高橋 宏和	平成23年5月から
8	愛荘町社会福祉協議会理事	須田 誠一	
9	住民代表	吉岡 佳見	
10	住民代表	塩沢 恵子	
11	住民代表	中居 和雄	
12	住民代表	宿谷 慶治郎	
13	住民代表	川口 正人	

作業委員名簿

	所属・役職名	氏名	備考
1	大谷大学准教授	志藤 修史	
2	事務局次長 総務係長	南 千鶴子	
3	事務局次長 在宅福祉総括係長	上田 美枝子	
4	在宅福祉係長	土田 耕司	
5	地域包括支援センター出向	藤居 聡子	平成23年4月から
6	訪問介護事業担当	伊藤 博子	
7	ふれあい共同作業所担当	藤田 英吾	
8	通所介護事業担当	山下 雅之	

事務局名簿

	所属・役職名	氏名	備考
1	事務局長	楠原 純信	
2	地域支援係長	大野 弘典	
3	地域支援主任	岡村 敦史	
4	地域支援主事	大島 宏美	
5	地域支援主事	平塚 嵩	
6	滋賀県社会福祉協議会	西河 亜紀	

平成 24 年 1 月 13 日

社会福祉法人愛荘町社会福祉協議会
会 長 廣 田 進 様

愛荘町地域福祉活動計画策定委員会
委員長 志 藤 修 史

愛荘町地域福祉活動計画について（答申）

平成 23 年 3 月 4 日に開催しました第 1 回愛荘町地域福祉活動計画策定委員会において貴方様より諮問のあった地域福祉活動の計画化について、別添のとおり愛荘町地域福祉活動計画（案）としてとりまとめました。

本計画については、策定委員会および作業委員会の開催や住民福祉意識調査、民生委員児童委員からのご意見を伺うなど、慎重に審議を重ねました。

つきましては、本計画の策定と実施にあたられては、下記のことをご配慮いただくことを申し添え、ここに答申します。

記

1 地域住民等の参画について

本計画は、地域住民やボランティア活動者、民生委員児童委員、福祉施設関係者等の参画のもと審議してまいりました。今後も地域住民やあらゆる機関や団体と協働した活動にしてください。

2 地域住民等との共有について

本計画の進行が地域住民等にみえるようにし、共有していくために、単年度ごと活動を評価し、3 年目と 5 年目に総括ができるようにしてください。

また、評価した内容や総括は地域住民等へ積極的に公開し、周知に努めてください。

3 社会福祉協議会の事業について

貴会が、現在取り組まれている事業の現状を総括し、さらなる発展強化に努めてください。また、新しい取り組みなども提案しましたので、実施計画に日程などのスケジュールを明確にして取り組んでくださるよう努めてください。



社会福祉法人 愛荘町社会福祉協議会

愛知川事務所 〒529-1313 愛知郡愛荘町市731
愛荘町立福祉センター愛の郷内
TEL.0749-42-7170 FAX.0749-42-7178

秦荘事務所 〒529-1234 愛知郡愛荘町安孫子1216-1
愛荘町立福祉センターラポール秦荘いきいきセンター内
TEL.0749-37-8063 FAX.0749-37-4343 有線2043